

平成20年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成20年6月24日（火）午後2時

新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室

1 開会

2 議事

- (1) 資料8 新宿区区民意見システムの構築及びサーバ保守管理委託について（諮問、報告）
- (2) 資料9 介護保険事務処理システムの変更等について（諮問、報告）
- (3) 資料10 介護給付費の審査支払事務に関する委託における電算業務の再委託について（報告）
- (4) 資料11 診療報酬等の審査支払事務に関する委託における電算処理の再委託について（報告）
- (5) 資料12 画像レセプト情報管理システムの委託における画像レセプト作成の再委託について（報告）
- (6) 資料13 国民健康保険料の年金からの特別徴収に伴う納入通知書兼特別徴収開始通知書の封入封緘委託について（報告）
- (7) 資料14 長寿（後期高齢者）医療制度保険料の賦課決定通知書、納入通知書（特別徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘委託について（報告）
- (8) 資料15 生活安定応援事業の実施に伴う委託について（報告）
- (9) 資料16 消費者講座事業における講座開催の委託について（諮問、報告）
- (10) 資料17 新宿区ひきこもりセーフティネットモデル事業における相談業務等の委託について（報告）
- (11) 資料18 新宿区立図書館3館（戸山・北新宿・中町）への指定管理者制度の導入について（報告）
- (12) 資料19 平成19年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

3 その他

【会 長】第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

委員の皆様方、どうもお越しくささいまして、大変ありがとうございます。

それでは、資料及び本日の予定につきまして、事務局のほうからご説明いただきます。

【区政情報課長】それでは、本日の資料の説明をさせていただきます。

まず、本日配付いたしました資料としましては、資料15の生活安定応援事業の実施に伴う委託についての差しかえの資料、及び資料19の平成19年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況でございます。

また、先週20日金曜日の審議会でお話のありました標準契約書、そちらにつきましても委託契約書というものですけれども、こちらも参考資料として配付をいたしております。こちらにつきましては、通常、委託者が甲ということになりますので新宿区長、それから乙が受託者になりますので、そういった委託業者という形になっております。参考にさせていただければと思います。

それからもう一つ、実はあした配布の6月25日号の広報をお手元に配付させていただいております。こちらにつきましては、きょうの一番最後に報告を予定しております平成19年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況、そちらについて3面で簡単に概要を載せておりますので、こちらも参考にござらんいただければと思います。

次に、本日の進め方ですけれども、資料10の介護給付費の審査支払事務に関する委託における電算業務の再委託についてから、資料12の画像レセプト情報管理システムの委託における画像レセプト作成の再委託についてまでにつきましては、内容に関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

本日も非常に審議案件が多くありますので、ご審議のほど、2時間ということで非常に効率的なご審議をお願いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、本日の審議に入ります。

事務局のほうから説明がありましたように、審議案件が多数ありますので、どうぞ委員の方、ご協力をお願いいたしたいと思っております。説明をしていただく方はどうぞ簡潔をお願いいたします。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。資料8の新宿区区民意見システムの構築及びサーバ保守管理委託につきまして、ご説明をいただきます。どうぞ説明者の方、よろしく

お願いします。

【広聴担当課長】 広聴担当課長、西村でございます。よろしくお願いいたします。

件名でございますけれども、新宿区区民意見システムの構築及びサーバ保守管理委託についてということでございます。

1 ページ開いていただきまして、ページの2 ページになります。事業の概要でございます。

区民意見システムの導入ということで、担当課は広聴担当課でございます。

目的でございますが、区に寄せられる区民意見・問い合わせに対し、迅速・適切に回答するとともに、区民意見・問い合わせを総合的に分析し、施策へ有効活用を図るというものでございます。

かいつまんでご説明をさせていただきますが、今現在、区民の意見等は一般投書、区長へのはがき等を含めまして年間約1,000件を超える数で参っております。おおむね2週間程度で、ご本人様へのご回答を返送しているという状況でございます。これらにつきましてはデータとして蓄積されておらず、紙ベースで今管理されてございます。そうしたことから、分析をしたり、事業の参考に有効活用することがなかなか困難な状況になっております。

そうしたことから、後段のほうになります。区民意見のデータベース化及び回答処理支援のためのシステムを導入しまして、1つ目としましては区民意見に迅速かつ的確に対応するとともに、2番目としまして区民からの問い合わせやご意見を一元的に分析・活用し、施策に有効に反映させることによって、区民満足度の高い区政運営を実現するという内容でございます。

3 ページをお開きいただきます。

記録される情報項目についてご説明をいたします。

1、個人の範囲でございます。個人の範囲につきましてはコールセンター、今、実施をしておりますが、に問い合わせをし、かつコールセンター対象外業務に関して担当課から回答を要する区民等、これにつきましては昨年度に導入しましたコールセンター及びFAQシステムの中で、既に導入済みで実施をしているものでございます。②区長への投書、一般投書、区長へのはがき、メール、これらにつきましては、区へ意見等を提出した区民。3番目としまして、担当課へ区のホームページから問い合わせをし、かつ回答を要望する区民、大きく分けると、この3つの部分が対象になるということでございます。

記録する個人情報の項目でございますが、氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールで来た場合にはメールアドレス、ファクスで来た場合にはファクス番号、あとはお客様のご意見、お問い合わせの内容、ちょっと改行がおかしくなって恐縮でございますが、それと回答の内容と

いうものでございます。

3番目、記録するコンピューターは何かということですが、昨年度に導入しました新宿区コールセンターFAQシステムで使っておりますデータベースサーバーを利用しまして、そこに記録をするということですが、一元的に管理することが可能ということになります。

その下のところのちょっと中段からになりますが、19年度に導入した新宿区コールセンターFAQシステムで既に問い合わせを管理してございます。区民の意見についても同一のシステムの中で、データの管理を行うことが効率的であるということから、現在の新宿区コールセンターFAQシステムにその機能を付加をしていくというものでございます。

開発の時期、一番欄外のほうでございますが、当審議会のご承認が得られた後に内容を詰めまして、開発業者との委託契約へ進み、来年2月ごろに「稼働」と書いてございますが、今年度はテスト稼働、来年度に本格稼働ということをご予定しているものでございます。

ページの4ページに行っていたきたいと思います。

欄が分かれてございまして、左手が現行のコールセンターFAQシステムで、既に審議会のご承認を得て実施をしているもの、それに対して右側が今回、区民意見システムとして追加をする項目でございます。

処理内容ということで、①回答履歴管理というものが4ページの右側の上から大体10行目ぐらいのところがございます。その下に登録項目ということで、米印のついているものがございます。これが明確な個人情報ということになります。それから、欄を少しおりにいただきまして、ちょうど下から3分の1ぐらいでしょうか、意見内容というものがございます。それから下から6行目になりますが、回答内容というものがございます。この中に個人情報が含まれる可能性がございます。それで、この欄、2つに分けてなくて恐縮でございますが、現時点、私ども、この意見内容と回答内容でございますが、まずお客様からいただきました原文の内容そのものと、それから原文の中から氏名ですとか住所ですとか、個人を特定できる項目を除外をした共有内容という2つの持ち方をして、管理をしていくというものでございます。

駆け足ですみません、5ページをお開きいただけますでしょうか。

5ページ、②、2つ目の機能としまして蓄積されたデータの分析処理ということですが、これにつきましては個人情報を除いた内容をもって各種施策、課題など区民の満足等を抽出しまして、分析処理をするというものでございます。

その下の個人情報のセキュリティ確保について、ちょっとご説明をさせていただきます。ま

ず、本システムではユーザーのID及びパスワードによる認証を行いまして、回答処理が完了していない履歴は、担当課及び広聴担当課以外では一切閲覧ができないという処理をいたします。また、回答処理が完了した履歴についても、回答履歴中の個人情報ができる項目については、閲覧ができないという設定を行います。

また、その中身によりまして、担当課及び広聴担当課以外は閲覧できないように指定できる機能、公開区分というものを設けますが、例えば相隣関係で具体的に内容を見ると個別特定のものがわかってしまうもの、個人情報が余りにもたくさん盛られておりまして、公開することが不適当なもの、そういったものについて、非公開という扱いをするような区分を設けるというものでございます。

それから、ここにはちょっと書いてございませんが、先ほど申し上げたとおり、意見と回答につきましては原文の内容と共有内容を持ってございます。原文の内容はあくまでも担当課と広聴担当課のみ、それで共有内容については、回答処理完了後は他課も参照可というふうにする予定でございます。

続きまして6ページでございます。

区民意見システムのサーバーの保守管理委託というものでございます。

情報項目は先ほども申し上げましたが、区へ意見等を提出した個人の以下の情報ということで、氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、ファクス番号、意見、問い合わせ内容、回答内容というものでございまして、委託の理由でございしますが、このシステムは24時間365日安定した環境で管理を行うことができるということから、データセンターにおけるサーバーの監視・保守業務を委託するというものでございます。

契約条項につきましては、7ページの特記事項をもって行うということでございます。

それと、最後のページに、大変時間が長くなって恐縮でございしますが、区民意見システムの概要という横書きのカラーの資料がついているというふうに思っております。これが大きく分けました今回のシステムの概要でございまして、まず、一番下段のところでございますが、コールセンターから入ってくる黄色枠で囲われているところは、既に19年度から実施をされているものでございます。

それで、今回、新しく追加をするものが区民の方から投書、はがき等で寄せられました区長へのご意見ということで広聴担当課に参ります。これを入力処理をします。それから電子メール、非常に最近どうございますけれども、電子メールで広聴担当課へ来る区長への意見、それから各事業課へ電子メールを通じてお問い合わせが入ってくる、この上の3つを追加をして一

元的に管理をするというイメージでございます。

それと、絵の右側のほうに丸い図柄がございまして、データベースサーバーというものがございまして、このデータベースサーバーは現在のFAQコールセンターで使用しているサーバーでございまして、回答処理等をするデータはこの中に追加格納をするというものでございます。それから、その右側にファイルサーバーというものがございまして、これは今回、新たに区専用で設置をするものでございまして、個人情報を除いたデータをファイルサーバーに入れ、それを各種分析等で使用するというものでございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

あざみ委員。

【あざみ委員】あざみです。

時間がないのであれですけれども、個人情報のセキュリティ確保というところの先ほど説明がありましたけれども、現行と追加開発のところ、最後のところですね、そのときに担当課及び広聴担当課以外では閲覧できないように、認証を行うということでしたけれども、職員も異動がありますよね。そういう意味からいうと、最低1年はそういう認証のパスワードとかを変えるという、そういう認識でよろしいわけですか。

【広聴担当課長】私ども、人事異動等でございます。それでID、私どもは職員番号でIDを管理してございますけれども、その職員番号と所属コードというものが連動して、なおかつパスワードはそれぞれ個人が持っておりますが、ですから、担当所属が異動すると、当然、例えば広聴担当課に来たご意見については、私が例えば広聴担当課から区政情報課に異動しますと課が変わりますので、職員番号と所属コードは内部でリンクをしておりますので、そこでもう見ることができなくなるという、そういうセキュリティの確保がされてございます。

【あざみ委員】わかりました。

【会長】どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】新たな追加開発するところで、登録項目がありますよね、いわゆる回答履歴を管理するときに、登録項目が何点かあるんですけれども、これは多分、相手に回答をするために登録をするということが必要なんだと思うんですが、そういった場合に、ここに6種類ぐらいの項目が出ています。すべてにおいてこれを聞いて、このすべてを登録をするというのが前提

になっているんですか。

【会 長】どうぞ。

【広聴担当課長】この米印の項目につきましては、お客様が例えば区長へのはがきということを出してくる場合には、ご住所とお名前だけのケースもございます。そうすれば、当然、その2つの項目しか入れません。お客様に問い合わせるということにはございません。

【会 長】どうぞ。

【有馬委員】では、そうすると相手に回答する最低条件の、いわゆる相手方の申し出によって登録をするという考え方でいいということですね。

【広聴担当課長】そのとおりでございます。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】ちょっと参考までにお聞きしたいんですが、開発時には個人情報の登録は発生しないということで、今まで寄せられてきたデータに関しましては、どういうふうな形で処理をされるのでしょうか。

【広聴担当課長】本来的には過去のデータをすべて入力をして、蓄積をするということが非常に有効であるということは、委員ご指摘のとおりだと思うんですけども、なかなかその準備をしていくといいでしょうか、そここのところの今、余力がないということから、現時点では過去のものをすべて入力するというところまでは考えてはおらず、テストケースで開発を進めていくということから、個別の存在する個人のデータの登録は開発途中では生じない、こういう意味合いでございます。

【ひやま委員】というと、過去のデータに関しての個人情報に関しては、もう処分されてしまうという形なんですか。

【広聴担当課長】お問い合わせ等の保存年限が今3年という形で保存してございます。紙ベースで当然保存されてございますが、3年間を過ぎると、それについては通常の文書処理と同様の廃棄処分という形をとってございます。

【会 長】よろしいですか。

鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】今の続きですけれども、個人情報は入らないとすると、もし出した苦情の人は回答をいただきますけれども、その回答をいただいたのと同じことが載っているかどうかというのを聞く方も、どういうふうに載っているんですかということをお問い合わせる人もいると思うんですね。そういうときには個人情報が載っていないのでお答えできないとか、そういう回答

になるんですか。

【広聴担当課長】まず、回答及び意見もそうでございますが、個人情報を含めた原文そのものも保管をされてございます。それと各ほかの担当課以外のところが参照する場合に、見る部分が共有という部分でございます。そこは個人情報は一切伏字にされたものでございますが、原文のほうはすべてお客様にご回答した内容と同一のものが記録・保存されているということでございます。よろしいでしょうか。

【鍋島委員】ということをお返しになるわけですね。

【会 長】よろしいですか。

どうぞ。

【副会長】ご本人の了解というのはどういうふうにとるんでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【広聴担当課長】私どもが今考えてございますのは、まず、区長への手紙ということで、区のトップに対して行政への意見・要望という形で、現在も寄せられているものでございます。現在、寄せられている内容については私ども広聴担当課を経由しまして、その中に含まれている例えば2つの課が該当していますと、その2つの該当課にそのご意見をお渡しをして、回答の調整をしてお返事をつくるという形を現在とってございます。

それで、実際に個人情報まで含まれた原文の処理は、今、現行で行われている広聴担当課及び意見を寄せられた担当課に流れていくわけでございますが、その後、個人情報及び個人が特定できる内容をすべて伏字にした内容で、各課でどういった意見が区に寄せられているのか、それに対して今、区はどのような対応をしているのかということをお役所の中で共有する部分については、個人情報を伏せていく部分であれば、区長に寄せられた内容であり、可能というふうに現在考えてございまして、1件1件、ご本人にそのことのご了解をとるという予定はございません。

【会 長】どうぞ。

【副会長】回答をやはりこれは個人情報だと思うんですね。どこで名前が消えるのか、ちょっとまだ理解はできていないのですが、保守管理委託のところでもまだ氏名、郵便番号、住所、問い合わせ内容というのが入っていますので、ここでもまだ個人情報だと明らかに個人情報になっていますよね。伏字とおっしゃっているのがどこで伏字になるのかよくわからないんですけども、統計をとるときに個人の名前がなくなるということは当たり前のことで、そのことは別に問題がないと思うんですよ。個人情報にもともと問題がないわけで、要するに個人の氏

名がついている間は個人情報ですので、それがこういう形で利用されるということを本人の了解をとらないで、本人は自分の苦情に対して回答をもらえばいいわけですね。

それが、自分がそういうことを申し出たということが庁内に広まっていくということ、ご本人は必ずしも望んでいない場合があると思うんですよ。内容にもいろいろありますよね。本当に区に文句を言うだけじゃなくて、自分がこういう事情なんだけれども、区がこうしてくれないということになると、自分の言いたくないこと、普通に知られたくない、財産状態でも身体の問題でもいいですけども、自分のことで知られたくない情報を言って、区に要望を出したような問題もあると思うんですよ。そういうものが自分は回答をもらえばいいだけなのに、区の庁舎内にそれがデータ化されて名前もくっついている、ぐるぐる回っているということは、もしそうだとすればご本人の了解をとらないといけないんじゃないかなと思うんです。

【会 長】どうぞ。

【広聴担当課長】再度のご説明になって恐縮でございますけれども、データとして個人情報がサーバー上に記録をされていることは事実でございます。一応、3年間の保存期間と同じというふうに考えてございます。先ほど米印でついている明確な個人情報及び意見の内容、回答内容に含まれる個人が特定できる内容、これらが明確になっている状況で庁内で見られるのは、担当課と広聴担当課だけでございます。その他の他課とってよろしいでしょうか、ほかの部署が見られますのは、共有内容ということで原文ではございませんで、また、米印を全部外した、個人が特定できる内容の入っていない意見の内容と回答の内容に限定をして共有ができる形にするということで、今現在、紙ベースで動いている内容で個人情報がついている内容で見られる範囲は、現行と一切変わらない範囲で限定すると、そういうシステム的な制御をかけるということでございます。サーバーの中にどうしても担当課と広聴担当課が見られる個人情報が入っているものですから、サーバーの中には個人情報が入っているという形で、2番目の項目にも入れさせていただいているということでございます。

【会 長】どうぞ。

【副会長】そうであれば、回答を出すときに必ず今のおっしゃったことを記載していただきたい。そう自信を持っておっしゃるのなら、そう言えるのであれば書けるでしょう。ですから、回答をするときに文書で回答するわけだと思うんですねよ、どこかで。そうすると文書の中に、いただいた情報は個人情報に関するものなので、区ではこの範囲でしか使用いたしませんということを記載すべきだと思うんですねよ、使用目的を。

先ほど申し上げましたように、言ってくるほうははがきでぼんと自分のことで、自分にだけ

回答が来るという意識で出していると思うんですよ。それをここで共用する形で使おうとしていますから、それはご本人に本来、了解をとらないといけないんですね、収集の問題なんですけれども、個人情報の収集の問題ですよ。それをほかに使うというのは目的外かもしれないし、だから、それは必ずご本人にこの範囲でしか使いませんというか、この範囲で使わせていただきますというのか、表現はともかくとして、ご本人と区だけのやりとりではなくて、こういうものに使いますということは、ぜひ回答書の中に明記していただきたいなというふうに思いますけれども。

【会 長】いかがですか。

【鍋島委員】今のにちょっと関連して、物事によってはやはりわかっちゃうのもあるんですね。幾ら名前を出さなくても、範囲が新宿区は狭いですから、この範囲のこののということだとわかっちゃうようながあるので、本当に副会長さんがおっしゃるそれで入れては困るという方は入れないでというようなことで、個人情報を守ったほうが賢明と思います。

【会 長】どうぞ、林委員。

【林委員】例えば匿名でもって出された、その匿名者のデータというものは受けるんですか、区は。

【広聴担当課長】匿名の投書も受けてございまして、その内容が具体的に区への要望というような内容があった場合には、担当課のほうにどういう経過で、どういうふうになっているかということのご報告を受けて、区長まで報告をしてございますが……。

【林委員】なかなか匿名の場合のデータベース化というのはちょっと難しいでしょうしね、私が今ちょっと伺いたいのは、本来、約1,000件というふうに区長さんに投書を初め、いろいろなものがあれなんですけれども、出す本人には先ほど副会長なんかもおっしゃっているように、万やむを得ず、本来、本当に自分の住所、氏名だとか言いたくないけれども、どうしても言いたいという困ったことがある、こうしてほしいということを万やむを得ず出していると思うんですよ。

だから、それを共有化というくくりにして、データベース化すること自体に、国でも大分皆さん、内閣府等でご苦労されていますけれども、ああいうのを見てもどうするのかなと思うんですけれども、私は業者のほうにすばらしいシステムができていますものですから、すばらしいんだろうなと思うし、皆さんご議論されたんだろうと思うんですけれども、ここの中でちょっと区民として、私は区民の立場でもって要望したいのは、先ほど副会長の方もおっしゃったんですけれども、本来、匿名にしたいようなものを万やむを得ず自分の必須データを提供

しているわけなんですね。だから、できればそういう点について、一体全体、どう扱ってくれるんだというのは業者に課すと同時に、この条例もお読みしますと、第50数条にちょっと紋切り型で申しわけないんですけども、書かれていますけれども、適正管理をせよというふうになっていますね。

そうすると、適正管理をする課の皆様の方の職員の皆様の方の今はやりの法令遵守、コンプライアンスということについては、どういうふうな教育というか、指導徹底というのは、課長としてはきょう区の中で例えばこんなふうな小冊子、私はこれが周知徹底、区民のたまたまチャンスをいただいたものですから、区のあれとして終始一貫してきょうもそうですけれども、この会議が終わるまで、区民の立場として我々のあれというのはどういうふうに守られているかという形に立って、また、区民の皆さんとお話ししたいと思っていますので、やはり、その立場でお聞きしたいのは、どのようにきちんと本来匿名にしたいようなものを共有化して、必須データとか属性データをデータベース化して、こういうふうに保存していくということが何のために必要なのかなというのはちょっとわからない。

【会 長】どうぞ。

【広聴担当課長】今のご質問でございますけれども、まず、法令遵守、個人情報の保護という形で、どういったような教育を今後していくのかというお尋ねについてでございますけれども、当然、日ごろから個人情報、特に私ども区民からの意見・要望を取り扱っている担当課でございます。また、それぞれ各所管課にご回答いただくということでございまして、当然、区民のプライバシー及びそういったものについては、日ごろから注意をしているところでございますが、今後、システム化するに当たりましては、システムというのは本当に電子的な管理ということでございますので、もちろん、システム的な仕組みとしてセキュリティはきちんと守って、今現在、使われている範囲以外は絶対個人の情報は出ないということを確認するとともに、各担当課を通じて、個人情報の取り扱いについてはより一層の注意喚起と、教育ということが続けてまいりたいということが1点でございます。

それから、どうしてそういった収集を今後していくのかということでございますが、私どもは区民からの要望・意見というのは、区にとって大きな宝だというふうに考えているんですね。もちろん、中には苦情と言われる種類のものも当然あるわけでございますけれども、各施策あるいは実行している事業、そういったものに対する意見・要望というものが寄せられてまいります。そうしたものを今後の事業展開の改善ですとか、新たな事業展開の構想ですとか、そういったものにさまざまな有効活用をしていくということから、貴重な区民からの意見を有効に使

わせていただきたいという、その一点で収集をするというものでございます。

それと、先ほど副会長のほうからお尋ねがございました、区民の意見をそうやって使うということについて、きちんとそういった回答のときに示すべきだというご提案についてでございますが、私どもはこのシステムを来年度から本格稼働の予定にしておりますけれども、いただいた皆様のご要望については個人情報を除いた範囲で、区民意見という形のシステムの中で活用させていただくということを少し表現は今後工夫してまいりますけれども、明記をする方向で検討していきたいというように考えてございます。

【会 長】ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【久保合介委員】課長の説明の中のページ数が書いていないから、どこかわからなくなっちゃうんだけど、僕が伺いたいのは左上に「別紙」と書いてあって、その下に「開発の内容」というところがあるでしょう。何ページかわからないんですよ。「別紙」と書いて「開発の内容」、その右側部分なんですけど、追加開発の中で対象というところがあって、①、②、③とあるんですね。

それで、ここの部分なんですけど、全くよくわからないので教えてもらいたいんですけども、僕なりに考えると、まず手段というのは①のコールセンターだから電話ですわね。②番目の場合は投書と書いてあるから文書ですわね。それに③番目の場合は大きく言って、ホームページからというのでメールと解釈すると、そのほかにファクスがあるんですね。だから、手段としては文書、電話、ファクス、メールは4つはあるだろうと。

それから内容のほうですが、①番目は問い合わせとなっていますね。次は意見等となっている。最後も問い合わせとなっている。内容からいくと僕なりに分類すると、まず意見がありますね、区民から。それから苦情がある、それと問い合わせ、それから要望があるね、それと提案がある。細かいけれども、5つぐらいに分けられる。この手段の4掛ける5というと20種類に分かれるんですね。ところが、ここでは3つしかないね。これがすんと落ちないんですよ。その他は一体どうなるの、その他の手段で来たやつは受け付けないの、その他の内容については問い合わせなかったら受け付けないの、そこら辺が全然疑問でよくわからないんですけども。

【会 長】どうぞ。

【広聴担当課長】恐れ入ります。委員ご指摘のとおり、ちょっと表現といいましょうか、その内容についてはまず1点目のファクスというご指摘がございました。ファクスについても②の中の項目の中に「など」という形で含めるべき内容でございまして、ファクスもそこに含まれ

てございます。

それで、コールセンターに寄せられた区民等からの問い合わせということにつきましては、先ほどちょっと絵を見ていただきましたでございますけれども、一番下の部分、コールセンターの問い合わせ項目、この部分を指してございまして、現行、進んでいるところでございます。それから②番、③番は上の部分、3つを指してございまして、区长への投書という形で書かれている部分は、絵のほうでいいますとピンクの2つの部分を指してございまして、この中には投書、はがき、ファクスも含まれていますということでございます。こここのところでございます。

【久保合介委員】 わかった。僕だけはカラーでないから。いいです、カラーとして見ますから。

【広聴担当課長】 それと、③番目の担当課への区のホームページから寄せられた区民からの問い合わせということでございますが、先ほど意見、要望、苦情、提案、それらすべて含めてというご理解で見ていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

【会 長】 どうぞ。

【久保合介委員】 一応、申し上げたことは細かくは書けないから、大体全部なんだ、手段も内容も大体全部だというふうに解釈しておきますね。

ところで、この問題が出たから申し上げたいんですけども、情報公開にかかわると思って伺いたいんですけども、③番目にもぶつかるんですけども、各担当課に電話だのファクスだの、特に電話なんかで問い合わせだ、苦情だ、意見だといろいろと来るわけですね。その場合に新宿区は交換手に部長以上のときには、必ず、あなた、お名前は何というんですか、はっきりお名前を言わなければ取り次げませんよと言わんばかりの対応を指導していますね。言い方は優しい。しかし、あなたは部長以上の人にかけてきたんだから、名前を言いなさいというふうに要求していますね、新宿区は。

僕はそれについて何で情報公開を高らかに掲げている新宿区が、意見やいろんなことを問い合わせたりしている場合に、課長以下はいいですよ、部長以上になると必ず名前を聞くんです、名前を言わなければつなぎませんよという態度ははっきり示しますね。これは僕は総務課にもさんざん文句を言っているんですけども、区民に与える影響というのは、本当に開かれた区政と言っておきながら名前を言えと。これはどういう理由なのか、ここにいる理事者に答えられますか。何で部長以上は名前を言わなければ取り次がないのか。これは確かに徹底していますよ。僕はもう3度文句を言ったんだよね。だから、そうすると、多分、結構です、取り次ぎますと言うけれども、必ずお名前はと言う。区民は名前を言わなければつないでくれない

と思いますよ。これはどうしてそうしているのか。

そして、交換手はかわいそうですよ。僕がさんざ文句を言うものだから困っているんだけど、そうしたら、新宿区は交換手にそういうふうになさいと指示をしていると言うんだ。それはどうしてですか。情報公開の建て前でいったら、そういうことをやるべきじゃないでしょう。

【区政情報課長】総務のほうで庁舎管理の一環として、多分、そうした処理をしているということだと思えるんですけども、部長以上につきましては、いろんな電話もかかってくるということもありますので、そういった意味も含めて、お名前を確認しているということだというふうに考えております。それと新宿区の情報公開とは、ちょっと趣旨が違うというふうに事務局では考えております。

【久保合介委員】情報公開というのは形式的なものではなくて、区民に何でも聞いてきなさいよと、そうしたら何でもお知らせしますよと。限界はありますよ、プライバシーにかかわる問題とか、何でも公開してはいいというものでないということは、さっきから説明されているようにね、でも、原則としては区民の問い合わせや意見に何でもこたえていくのが情報公開ではないんですか。それを名前を言わなければ取り次がないということは、情報公開しないということになりませんか。

【区政情報課長】情報公開につきましては、確かに公文書を公開する権利、そういったものを守っていく。それによって区民の区政への参画、そういったものを促進していくものというふうに考えております。ですから、それと電話交換の取り次ぎにつきましては、ちょっと切り離していただければというふうに思っております。情報公開につきましては各所管が課長レベル、係長レベルでもきちんとやっておりますので、特に部長さんを名指ししなくても担当ということであれば、お名前はもし匿名でということであっても、きちんと受け付けているという形で考えております。

【久保合介委員】たまたまこの問題が出たから言ったんですが、その問題については僕はやっぱり解決すべき問題は相当あると思うので、それは議会、委員会で僕はそれができる立場ですからやりますね。ただ、やはり1つだけ言うておくのは、僕がこの間、一般質問で言ったようにやっぱりより良い区政、新宿区が変わったいい区政をやるというのなら、そういう形式的なものじゃなくて、働いている職員、課長から部長から区長までの心構えなんです、土台なんですよ。どういうふうに考えて区民に接しているかが問題なの。だから言ったので、形式的な橋口さんの最初の答弁は納得しませんからね。

【会長】ありがとうございました。

意見も大分いただきましたので、そろそろまとめてみたいと思います。

本件につきましては、報告事項につきましては了承ということでよろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会長】諮問事項につきましては、副会長がおっしゃった条件の注意事項を必ず明記していただくということを徹底しまして、一応、承認するということがいけませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会長】では、そういうふうになります。

それでは、次の事項に参ります。資料9の介護保険事務処理システムの変更等につきましてでございます。どうぞ説明をお願いいたします。

【介護保険課長】すみません、では、お配りしてあります資料9をごらんいただきたいと思っております。介護保険事務処理システムの変更等についてご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

まず、システムの変更等でございますが、目的は医療制度改革に伴う国保連の審査・支払委託事務の変更でございます。

事業内容でございますが、先ほど申し上げましたように、医療制度改革に伴う国保連のシステム改修に当たりまして、受給者異動連絡票情報ほか4情報に、これから申し上げる下記の項目を追加するというものでございます。追加項目は、後期高齢者の保険者番号、やはり後期高齢者の被保険者番号、そして国保の保険者番号、国保の被保険者証番号、それに国保の個人番号、この5つを追加するというものでございます。この内容につきましては2つの諮問、2ページの1番、2番が諮問事項でございまして、3つ目が事前報告でございまして、

恐縮ですが、3ページをお開きください。

登録業務の名称でございますが、介護保険給付業務でございます。そして記録される情報項目は、介護保険被保険者でございます。記録項目ですが、恐縮ですが、6ページをごらんいただきたいと思っております。現在の情報項目として、被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日ほか29項目が既にごございます。これに先ほど申し上げました5つの項目を新たに追加したいというものでございます。

恐縮です、3ページにまたお戻りください。

記録するコンピューターはホストコンピューターでございます。追加の理由でございますが、先ほど来申し上げておりますように、医療制度改革に伴いまして、介護保険給付事務において

も被保険者の後期高齢情報、国民健康保険情報を確認する必要があるため行うものでございます。その内容でございますが、介護保健課の資格照会画面でも、被保険者の保険者番号などを照会できるようにするためでございます。開発等を委託する場合における個人情報対策としましては、区民の情報に直接触れさせない、テストにはダミーデータを使うというふうに考えております。追加・変更の時期につきましては、この審議会にご承認をいただいた後、速やかに行いたいというふうに思っています。

恐縮ですが、4ページをお開きください。

次の諮問事項でございます。これは介護保険者台帳の国保連との結合項目の追加についてでございます。登録業務の名称は給付実績管理業務でございます。結合される情報項目は介護保険の被保険者で、先ほどご説明しました5項目でございます。結合の相手方は国保連です。理由としましては医療制度改革に伴って、国保連の審査支払等システムが変更するためでございます。結合の形態はISDN回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信です。結合の開始時期と期間でございますが、審議会承認後に、以後継続して結合をさせていただきたいと思っております。

情報保護対策ですが、テストにはダミーデータを使用すること、それから新宿区個人情報保護条例を厳守し、ここにありますように例えば国保連の受付専用サーバーと1対1で接続するなどの保護措置を十分に講じていきたいと思っております。また、次のページにありますように、国保連側も回線番号による所在チェックを行うなどの保護措置を講じているところでございます。

では、この項目の事前報告についてご説明をさせていただきたいと思っております。7ページをお開きください。介護保険事務処理システム委託についてでございます。

登録業務の名称は、現物給付審査支払委託業務で、委託先は国保連でございます。情報はどのような媒体に記録されているかということにつきましては、紙と電磁的媒体でございます。これを提供する、取り扱わせるのは紙または伝送でございます。保有している情報項目は、区のほうの下線が引いてある5つの項目を、また国保連のほうに追加するというものでございます。理由としましては、国保連の給付管理において適正な審査を行うためでございます。内容は介護情報と医療情報との突合によりまして、介護給付の適正化を図るというものでございます。委託の開始時期でございますが、20年7月4日以降継続して行いたいと思っております。これは追加情報の第1回目の伝送日でございますので、7月4日以降というふうに考えてございます。委託に当たり区が行う情報保護対策につきましては、ここにありますように区のほうも国保連のほうも、保護に関する規則などを遵守してまいります。

続きまして、報告事項についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料10をごらんいただきたいと思います。件名は介護給付費の審査支払事務に関する委託における電算業務の再委託についてでございます。

これにつきましては本来でしたら、今年1月のこの審議会におかけすべき内容のものでございましたが、実は審議会終了後に……大変申しわけありません、資料9で一回ご審議をいただきたいので、途中でやめさせていただきます。申しわけありません。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、資料9までにつきまして、どうぞご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。

いかがですか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、これは了承というのでよろしいですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、資料10について。

【介護保険課長】それでは、資料10につきましてご説明させていただきます。

この件につきましては、1月の審議会終了後に実は介護保険課長会のほうに話が持ちかけられたものでございまして、本来なら事前にご報告すべきものでございました。本日になってしまいましたので、今日のご報告となりましたが、申しわけありませんでした。ご了承いただきたいと思ひます。

では、恐縮ですが、2ページをお開きください。

まず、目的でございますが、介護給付費の請求受付・審査・支払を行うためでございます。対象は介護保険受給者で、事業内容につきましては区と国保連との間で、介護給付費の請求受付・審査・支払に関する事務に関する契約を締結してございます。その契約の電算業務のうち、データ入力業務について国保連が外部業者に再委託することになったので、ご報告をさせていただきます。

恐縮ですが、3ページをお開きください。

登録業務の内容は現物給付審査支払委託業務でございます。委託先は国保連でその再委託先は、株式会社みずほデータプロセッシング、株式会社電算の2社でございます。媒体は、区の保有は電磁的媒体でございまして、国保連からの部分につきましては電磁的媒体、やはり伝送で

取り扱わせるものでございます。

保有している情報項目としましては、次のページをお開きください。これが個人情報業務登録票でございますが、これらのうちの受給者台帳情報というのがございます。恐縮です、また3ページに戻っていただきたいと思っております。右側の受給者台帳情報として、被保険者番号、氏名、住所、生年月日、介護区分、公費負担番号など全部で14項目ございます。これについて再委託を行うというものでございます。

委託の理由としましては、介護給付費支払事務を国保連に委託することについては、既に皆様承認をいただいているところでございますが、委託先となる国保連では医療制度改正に伴う後期高齢者医療制度の創設、特定健診・特定保健指導業務など、委託事務における電算処理業務が増大しました。このようなことから、電算システムによる審査支払事務を効率的に実施するため、紙媒体により提供を受けた請求書等の入力事務及び入力データの磁気テープ作成を再委託をして、効率化を図りたいというような理由でございます。

委託の内容につきましてはここにあるように、国保連に対してはこのような事務でございますが、再委託先への委託内容はデータ入力業務でございます。委託の開始ですが、20年4月1日から以降継続して行っているというものでございます。委託に当たり区が行う情報保護対策としましては、別紙におつけしましたように特記事項を付してございます。それから受託事業者としての情報保護対策としましても、国保連と再委託先と契約書内に個人情報の守秘義務に関する項目もございます。ここにありますように、情報保護対策は十分行っております。

以上、大変雑駁でございますが、私からの説明を終了させていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

【医療保険年金課長】 それでは、引き続きまして資料番号11番、12番を医療保険年金課から引き続きご説明をさせていただきます。

まず、初めに11番、12番につきましても、今ご説明申し上げました10番と同様に、本来ですと1月の審議会に報告するべきところでございますが、その後に国保連から再委託というお話が来ましたので、事後の今回の報告になったものでございます。申しわけございませんでした、ぜひご了解をいただければと思います。

それでは、資料に基づきましてご説明に入らせていただきます。

資料番号11番でございますが、件名、診療報酬等の審査支払事務に関する委託における電算処理の再委託についてでございます。

恐縮でございます、1ページめくっていただきまして事業の概要でございます。これにつきましても先ほどの介護保険と同様に、国保連にデータ委託をしております国保の診療報酬請求の内容につきまして、国保連がデータ入力のリ委託をするというものでございます。

ページをおめくりいただければと存じます。再委託の内容でございます。

まず、保有課は医療保険年金課でございます。業務登録の名称は国民健康保険ということでございます。それから再委託先でございますが、株式会社みずほデータプロセッシング、それから株式会社電算、株式会社インフォメーション・ディベロプメント、トランスコスモス株式会社の4社に再委託でございます。

それから媒体でございますが、紙のレセプト、それから電磁的記録媒体を用いて提供をしているものでございます。

それから、保有している項目でございます。めくっていただきまして別紙1がございまして、別紙1に保有情報項目がございまして、ごらんのとおりでございます。そして別紙2、下段にございまして、この項目につきまして提供していくというものでございます。これにつきましても既に国保連に委託をする際に、ご承認を得ているものでございます。

それから、再委託の理由でございますが、これも先ほど10番と同じでございますが、医療制度改革等によります事務量の増大によります国保連のリ委託ということでございます。それから、委託の開始時期及び期限でございますが、平成20年4月1日から以降継続ということでさせていただきます。

それから、受託事業者の情報保護対策でございますが、これも同様でございますが、国保連の個人情報に関する規則に基づきまして、再委託先との契約内容に個人情報の守秘義務という項目を設けているほか、ページを2枚めくっていただいて5ページをごらんいただきますと、これも介護と同様でございますが、委託契約の際にこの特記事項を付したものを付けまして、契約をさせていただいているというものでございます。

続きまして、資料番号12番でございます。件名です、画像レセプト情報管理システムの委託における画像レセプト作成のリ委託についてでございます。

恐縮でございます、ページをめくっていただきまして目的でございますが、画像レセプト情報管理システムの運用ということでして、この画像レセプトは先ほど申し上げました診療報酬明細、これはデータ化してございますが、そのもととなるレセプトを画像のまま、イメージとして持つということのシステムを構築しているわけでございますが、このイメージのスキャンというか、読み込み作業を国保連から再委託するというものでございます。

恐縮でございますが、めくっていただきまして詳細でございます。

保有課は医療保険年金課でございます。登録業務の内容は国民健康保険です。委託先はここは1社でございますが、みずほ情報総研株式会社が執り行うということでございます。それから情報の媒体につきましては、先ほどと同様でございます。それから保有している項目につきましては、めくっていただきまして別紙1に情報保有項目を列挙させていただきまして、別紙2には提供される情報項目ということで、ごらんのとおりの項目でございます。

委託の理由です。委託の理由につきましても国保連につきまして、医療制度改革等に伴う事務量の増によりまして、紙レセプトの画像化処理を効率的に行うために、再委託をするというものでございます。それから委託の開始時期でございます。20年4月1日から以降継続ということでございます。それから、受託事業者の個人情報の保護対策につきましては、先ほどと同様でございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただければと思います。

【会長】ありがとうございました。

それでは、資料9と資料10、両者あわせましてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

【久保合介委員】資料9は終わっているのですが、10と11、12ですか。

3つとも共通しているんですけども、国保連が再委託することは、事業が増えればしようがないと思う、こちらがどうこう言うべき性格のものでない。しかし、議論を普遍させていくと、事業がどんどん増えていったために、再委託が再々委託、再々委託が再々々委託ということは、理論的にあり得ることなんですね。そうすると情報のほうが万全だというけれども、どんどん先へ行っちゃったら心配じゃないですか。だから、10の報告の2ページにあるように、事業内容の2行目に書いてあるように、契約を締結しているという締結した契約の中で、そういう事態についての予想をしての契約というのはしていないものなんですか。

【会長】どうぞ。

【医療保険年金課長】今のご質問、確かに物理的に膨大になってくると、その可能性はありますが、我々はこの特記事項にも記載してございます、基本的には再委託は禁止しているところを、事情によって再委託だけは認めておりますので、仮にどんどん事業が膨らんで再々委託という事態になった場合は、個人情報の保護の対策、それから、そもそもの委託問題についても検討すべき問題と思っております、今のこの現契約では再委託までしか想定はしてございませ

ん。

以上でございます。

【会 長】どうぞ。

【久保合介委員】一応、ご答弁、満足をしています。だから、そういうことだってないとは言えないんだから、将来を考えて再委託の後の再々委託だってあるんだということで、きちっとやっぱり今からそういう問題についてはきちんと対策というか、立てておいていただきたいという要望で終わります。

【会 長】よろしいですか。

どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】私も今、久保委員がおっしゃったところが気になったんですけれども、そうすると、再々委託を想定していないということは、やっていないというふうに思っただけですわ。

【医療保険年金課長】やっていないということで私どもは認識しています。

【会 長】どうぞ。

【あざみ委員】わかりました。

大いにあり得るといえるか、結局、1月に報告できなかった、2月、3月でばたばたしたということは、逆に受ける側としてもある意味、急にお願いされた部分もあるんじゃないかなという感じがしたわけですよ。内部的に事前にどこまで話が進んでいたのかわかりませんが、非常にこういう新しいシステムができる時とかで、国がいつもぎりぎりまでいろんなものをおろさないで、何だか下のほうでいつもばたばたしちゃって、これも再委託なんていうことになっているわけなので、となると、今年度のことを決めている会社が突然、2月、3月で入ってきたときに、仕事量的には必ず押し寄せみたいなことにならないかな。

だから、とりあえずこの半分ぐらいは、こっちに回しておこうというようなことがあり得るんじゃないかなというか、普通のこういういろんな会社のことを考えても思ったので、それはないということで確認をしましたので、それで1月以降にあったということなんですけれども、2月、3月も審議会をやっていますよね。3月はやっていない、2月が最後でしたか。では、それ以降だったということですね。わかりました。それぐらい医療制度改革がばたばたしていたという証拠かなというふうに思いますけれども。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】今のご要望、これはあつてはならないことですし、新宿に限らず国保連

というのは全保険者が加入しておりますので、これはきちっと監視して、疑義が生じた場合は説明を求めて対応していきます。事故があったら大変なことになっちゃいますので、新宿に限らず、全保険者、しっかりと見ていきたいというふうに、必要があれば要望もいろいろとさせていただこうと考えてございます。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】すみません、参考のためにちょっと教えていただきたいんですが、入力が終わった後の紙媒体とか、スキャニングが終わった後の紙レセプトの管理等について、ちょっとお聞かせいただけますか。

【介護保険課長】介護保険課のほうは、先方の職員が紙を持参で戻してくださっています。

【医療保険年金課長】ここにつきましては、先ほどの画像レセプトということで紙にかわる媒体で画像化してしまいますので、一定期間が終わりますと処分をさせていただきます。

【会 長】どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】私もちょっと1点、参考のために、委託業者の情報を伴う提供のところ、診療報酬に関するところの情報提供の業者が4社にわたっていますよね。ほかは1社、2社なんですけど、これは事務上、こうならざるを得ない、踏襲しているのもうそれなりの理由があると思うんですが、そういうことでここは4社ということになっているわけですか。

【医療保険年金課長】ご指摘のとおりです、レセプトですと新宿区でいうと年間130万件上がってくるということもありますので、その事業量による、ご指摘のとおりと考えてございます。

【会 長】よろしいですか。

【有馬委員】いいです。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。どうぞ、林委員。あと、ございますか。どうぞ。

【久保雅延委員】すみません、確認なんですけれども、特記事項というのは再委託先もこの内容で契約しているということなのか、甲と乙の立場というのをちょっと確認したいんですけれども。

【介護保険課長】特記事項に関しましては、甲は新宿区、乙は国保連の意味での添付した資料でございます。

【久保雅延委員】再委託先に対してもということよろしいですか。

【介護保険課長】そうではないです。あくまでも区と国保連だけです。

【久保雅延委員】では、再委託先の……。

【介護保険課長】国保連と再委託先は、ここにございますように、それぞれの例えば介護保険の報告でございましたら、3ページのところの規則や契約書を交わしているというものでございます。

【久保雅延委員】では、国保連と再委託先とで、こういう特記事項か何かで契約を結んでいるということで、区としてはここに立入検査とかは、国保連までということによろしいんですかね。

【会 長】どうぞ。

【介護保険課長】こちらの特記事項にございますように、必要に応じて乙の立ち会い、つまり国保連の立ち会いのもとに再委託先に立入調査し、個人情報の保護に関し必要な指示ができるものとなってございますので、そのあたりは必要があれば行うというものでございます。

【会 長】よろしいですか。

ちょっとお待ちください。鍋島委員、後で林委員といきます。鍋島さん。

【林委員】この3ページのところですけども、株式会社みずほデータプロセッシングと株式会社インフォメーション・ディベロプメント、トランスコスモス株式会社という3社があるんですけども、この会社自体は資金繰り等でどの程度の会社か全くわからなくて、我々区民としてはちょっとこれだけの重要な、一番大事な情報をこの会社が扱うわけですけども、この会社、先ほど委員がおっしゃったけれども、ばたばたして報告がおくれたということが推定されると、かつて私も経験もあるもので、コンピューターに携わったときに非常に卑近な例ですが、経験したことがあるんですけど、わざとこの報告がおくれたということは、この会社はどのような会社かなと、もしこの会社が途中倒産したり、現状、ソフト会社というのは今の時代、非常にきら星のごとくコンピューターに関する会社というのは、いい面だけが宣伝されていますけれども、実際はかなりそういうものというのは非常に資金繰り等なんかのタイトロブな会社が多いんですね。

この会社はどのような会社かなと思うんです。立ち入ったようなのを伺うつもりはないんですけども、そこら辺のところは区の各機関としては大丈夫なのかなと。したがって、そこから再委託とか再々委託というのがずっと続くと、素人が扱ったときに、向こうの業者は投げ出されますね。ところが現場はさっきあざみ委員が言われたとおりで、本当に上から具体的なきちんとした指示がないものだから、本当に現場の皆さんはあっぴあっぴしたことが、そちらの方は全然関係ないんですけども、だから、ちょっともしかするとこういう会社って、もしあれだとすると、やっぱりこの会社をよく見ていかないと、資金繰り等でアウトになる、あるい

はちゃんとしたソフトグラマーがないというようなことで、内容に非常に問題がある会社だとしたら、ほっぽり投げちゃうんですね、というふうにちょっと思いました。

【医療保険年金課長】ご指摘は今、そのとおりだなと思いました。ただ、国保連というのは法律で認められた公益団体ということもありまして、正直申し上げて、この国保連のルールによって選んだわけですし、我々としては例えば株式会社電算なるところがどの程度の財務内容で、どの程度の信頼かというは、正直言って情報は把握してございません。国保連のルールを信じて、あとはご報告した規則によってプライバシーが守られるというようなことで、実際のところは事務が進んでいるわけですが、確かにソフト会社はどうか、脆弱性はあるかもしれませんので、そこにつきましては新宿に限らず全保険者で監視して、いろいろチェックしていくということになろうかと思えます。

【会 長】林委員、林さん、ちょっとマイクをすみません。

【林委員】今のお答えで私はちょっとびっくりしたんですけども、調査が、要するにリサーチがないというあれですけども、民間調査会社の例えば帝国データバンクあたりのあれをすると、約600万件のデータを持っていますから、瞬間にわかりますのでね、コスモスというのがあるんですけども、例えば画面を利用すれば1件3,000円ぐらいで10秒で出てきます、こういう会社のが全部。ここにもシアスタリスクのマークがついているような会社の情報会社については、非常に要注意の会社なんですね。

そういうようなことがありますので、ぜひ、今、私、新宿区は当然それをやられているもので、安心して私ども区民の我々の情報が入っていると思ったもので、今、おっしゃられたところで忌憚のない意見としてはあれだということで、ぜひそれは例えば帝国データとは限らないですけども、そういうような一流の民間調査会社の情報をご利用になったって安心できる。そうでないと先ほどのご意見の再々委託ということが出てきちゃうと思うんですよ。

自分のところでできないと、この業者は最初は発注先にできないとは言わないんですね、何とかしようと思えますから、やっつけ仕事になっちゃうんですよ。その結果、どうしても区のほうは予算で仕事が動いているはずですから、期中にやれということになると、相当厳しいあれでもって最前線の現場にあるいは区民に負担がかかって、利用できなくなっちゃうわけですから、ぜひ区民の立場としてはそこら辺のところは、問題はこの会社がきちんとした健康体で、ちゃんとしたアイデアを持っているかどうかでね、お調べいただきたいと思えます。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】今のご指摘も踏まえまして、国保連がどう選定したかも含めまして、そ

の会社の調査方法、ここについては再確認というか、確認をさせていただいて、何か不十分なところがあれば情報提供を求めて、我々としても、それでだめなときはご指摘のような手段も講じて、ちょっと自分自身というか、区も安心するような形ですっきりさせたいと思います。いろいろありがとうございます、貴重なご意見をありがとうございました。

【会 長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】ちょっと2つあるんですけども、これを前にやりましたとき、国保連だから、ここは承認ということだったかもしれないんですね。それで、それを再委託はここに書いてある一部だったら再委託もと書いてありますけれども、今、これはしますから、ここで承認してくださいという議題だったらとてもわかるんですけども、もうこれは終わってしまいました。だったら、ここでは一体何をするんですかと私はわかりません。

それから、もう一つはやはりこういうところの、この個人情報保護に関する特記事項に資料の返還義務がありまして、契約の業務を終了したときは資料を直ちに甲に返還しなければならないというので、もちろん、再委託する前にレセプトとか磁気媒体は区に返ってきているんだと思うんですけども、その点をお願いいたします。

【会 長】どうぞ。

【介護保険課長】本当に内容的には委員がおっしゃいますように、これは事前に報告すべき内容でございます。ですが、先ほども申し上げましたが、2月頭の審議会終了後に私どもに話があったために本日、ご報告という形をとらせていただきました。本当に申しわけなく思っております。ですから、取り扱いにつきましては、ご報告ということで受けとめていただければと考えています。

【鍋島委員】もう一つのほうは。レセプトと紙ベースは戻ってきているのか。

【会 長】どうぞ。

【介護保険課長】すみません、レセプトなどにつきましては速やかに戻っております。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。では、よろしいですか。

資料10から12まで、これは報告事項ですので了承ということになりますけれども、よろしいですか。

[はいと呼ぶ者あり]

【会 長】ただし、その場合、いろいろ意見が出ましたので、よろしくご注意のほどをお願いいたします。

それから、先ほど資料9の場合に、「了承」という言葉を私は申し上げてしまいましたけれ

ども、これは「承認」が正しい表現ですのでよろしくお願いたします。諮問事項は承認という言葉を使いますので。

それでは、次に資料13にまいります。資料13、国民健康保険料の年金からの特別徴収に伴う国民健康保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の封入封緘委託についての説明をいただきます。どうぞ。

【医療保険年金課長】それでは、資料番号13番、国民健康保険料の年金からの特別徴収に伴う国民健康保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の封入封緘委託について、ご説明申し上げます。この事業そのものにつきましては、さきの委員会でも外部結合ですとか、システムの開発についてはお諮りさせていただいたところでございますが、今回は開始通知を紙ベースで本人に発送するわけでございますが、この封入封緘委託についてのご審議をいただくというものでございます。

ページをめくっていただければと存じます。

事業の概要でございますが、ことし10月から国民健康保険料につきまして、括弧でくくってございますが、国民健康保険の世帯の方全員が65歳で、なおかつ年金支給額が18万以上、そして介護保険料と国民健康保険料を合計した金額が年金の2分の1以下の方については、年金から引き落とすという制度でございます。

ただ、米印がございますが、国はその原則のほかに市区町村判断として口座振替で納付している人、それから2年以内に75歳になる方、それから住所地特例、これは施設なんかに入っている方なんです、これは市区町村判断で特別事由としまして、特徴から外することができるというような特例が設けられてございます。また、先週、政府から年金特徴については選択性だと、こういうことが示されてございまして、今後、事務が幾らか揺れ動いていくということでございますが、基本的な作業につきましては申し上げたものでございます。

ページをめくっていただきたいと存じます。

詳細でございますが、個人情報の保有課でございます、医療保険年金課です。業務については国民健康保険ということでございます。委託先につきましては、入札等により決定をさせていただくというものでございます。

それから、情報の媒体でございますが、紙媒体で提供するものですが、もとはホストコンピュータに記録されているものでございます。それから保有している情報項目、これは記載項目でございますが、ごらんとおりです。実際には6月に納入通知書を送らせていただいておりますが、そこに既に特別徴収欄というのが空欄でございます。そこに特別徴収額というのが

入ってくるというものでございます。

それから、委託の理由でございます。国民健康保険料の対象者につきましては、件数が約7,000世帯に及ぶため、封入封緘を業者委託するものでございます。ここで7,000世帯という数字を申し上げてございますが、さきの条件、例えば年金の受給額が幾らか、それから介護保険料と国民健康保険料が幾らか、これはデータをぶつけて、実際の数というのが6月下旬から7月上旬に確定するものですから、これは最大でもということで、かなりの数が減ると見込んでございます。ですので、この数字についてはもう少し減るものというふうに考えてございます。

それから、委託内容につきましては区で出力しました国民健康保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を渡しましてカッティング、それから折りの作業、そしてお知らせのチラシを封入封緘させた上、区に納品させるというものでございます。委託の開始時期でございますが、本年7月上旬、以降継続ということでございます。

それから、委託に当たりましての個人情報保護対策でございますが、契約に当たりましては別紙にございます特記事項を付すというほか、業務終了後に情報を返却させます。それから委託業者としての保護対策としまして、個人情報を取り扱う責任者あるいは取り扱う者をあらかじめ指定させます。それから提供された個人情報につきましては、施錠できる金庫に保管させるという措置を講じさせていただくものでございます。

また、きょう封入封緘をお諮りしていますが、先ほど申し上げました6月下旬から7月にデータを突合しまして、実際の件数が極めて少ない場合につきましては、職員の手でできる数量であれば、今回、お諮りしても委託業務はしないということも可能性があるということは、お含みおきいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただければと存じます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問、ご意見。どうぞ。

【久保合介委員】6月に納入通知を出しているわけね。それで、そこはまだ空欄だったわけですね。空欄はもう埋めることはできるんですか、この時点でその空欄を。

【医療保険年金課長】現時点では埋めることはできません。1つは特別徴収に、要は年金……。

【久保合介委員】課長、わかりました、理由は。

現時点でこの空欄を埋めることはできない。もうすぐ7月になるんだけどね、それで7月に発送と書いてあるけれども、7月何日に発送する予定なんですか。

【医療保険年金課長】7月17、18日ごろの予定でございます。

【久保合介委員】空欄をいまだに埋めることができないんですよ。事実、そうなんですよ。とにかくできないんですよ。通知なんか行かないんですから、幾らですというのをみんな不安になっているんですよ、住民は通知が来ないって不安なんですよ。天引きだと言われても、一体、幾ら取られるのかもわからないってね。そういう状態で7月17、18日には発送しなければならないのがきょう諮られているんだけど、もしきょういろいろあって、ちょっと疑義があるといつてきょう通らないと大変なことになるね、これ。そういう性格のものなんですよ。何か綱渡りの事業を今皆さんはやっているようだけれども、そうじゃないんですか。

【医療保険年金課長】ご指摘のとおりでして、しかも条件が先週、政府から変えられてきたということもありますので、しかし、ご指摘のように送らないと。これはさきにお諮りしたんですが、社会保険庁にデータを送るのは2カ月前なんですね。つまり、7月に送るというのは10月の天引きのために、今、送らなければいけない。そして、意向も聞かなければいけない。ところが意向を聞く前のプログラムで我々は今準備をしているところに、今、急遽、これからどういう、我々職員も徹夜作業でやることになるんですが、しかし、住民の方々にいたずらな混乱はさせたくないということも一方でありますので、これはやるしかないだろうと。具体的なところはこれから詰めてまいります、個人情報動きからだけ申し上げますと、ご承認いただかないと厳しいというのが正直なところでございます。

【久保合介委員】わかりました。

【会長】どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】先ほど最後に極めて少なければ職員でやることもあり得るとおっしゃいましたが、どれくらい少なかったらということですか。

【医療保険年金課長】これも職員がどれくらい頑張るか、応援体制も組んでになるんですが、費用対効果を考えますと算数はございませぬけれども、3,000件以下になるのであれば、職員で頑張って個人情報の委託をわざわざする必要もなく、コストもかける必要もないという判断をしたいと今のところ考えてございます。

【あざみ委員】私はもっと少ないのかなと思っていたんですけど、さっきもほかの作業でも徹夜というようなこともおっしゃったわけですし、3,000件じゃ極めて少ないとも言えないと思いますしね、私は委託するなら委託をして、きちんとやった方がいいと思いますね。そんな頑張ればとかいう、そういうレベルのことではなくて、やっぱり本当にきちんとした健康体でお仕事をしていただきたいと思いますのでね、よろしくをお願いします。

【会長】よろしくをお願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

では、本件は了承ということによろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】 どうも頑張ってください。ありがとうございました。

次に、資料14に参ります。資料14の長寿（後期高齢者）医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書（特別徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘委託についての説明をいただきます。どうぞ説明をよろしくお願いします。

【後期高齢者医療担当副参事】 担当副参事の木城でございます。

資料14に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございまして、長寿医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書及び納付書の封入封緘委託でございます。事前報告でございまして、重要な個人情報の提供等を伴う委託という内容のものでございます。

それでは、2ページをおめくりいただきまして、事業名が長寿（後期高齢者）医療、担当課は医療保険年金課、目的につきましては保険料の賦課決定通知書や納入通知書、納付書の封入封緘を委託するものでございます。

それから、長寿医療制度につきましては、7月に保険料決定通知書を送付する予定でございます。現在、7月16日ごろを予定しているところでございます。先ほど医療保険年金課のほうから年金の特別徴収等の内容につきましては、現状、さまざま説明がありましたのでちょっと割愛させていただきますが、今準備をしているところでございます。

それから、3ページに参りまして、この封入封緘委託についての内容でございます。

まず、媒体といたしましては、決定通知書、納入通知書、納付書をそれぞれ打ち出しを区でいたしまして、紙の媒体で委託先、これは入札で決定をいたしますが、委託先にお渡しをして、それぞれ封入封緘の業務を行わせるというものでございます。

情報項目につきましては、そちらの欄にあるとおりでございます。住所、氏名等になってございます。

それから、委託の理由につきましては、長寿医療、75歳以上の医療保険につきましては、対象者が現在約2万7,000人を想定しているところでございます。こちらの数量が多いということで、業者に委託をするものでございます。委託内容につきましては、通知書等紙媒体で渡し、カッティング、折りの作業、封入封緘をさせ、一度納品をさせて区の方でチェックを行い、そして区民の方に発送していくというものでございます。

それから、委託に当たり区が行う情報保護対策ということですが、次のページの特記事項を厳守させる、それから情報提供したものについては、必ず返却をさせるというものでございます。受託事業者でございますが、取り扱い責任者等をあらかじめ指定をし、また、施錠のできる金庫にきちんと情報を保管するという内容のものでございます。

説明については以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

では、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】ないようだからあえて。勉強さえていただきたいんですけども、前事項の13号の国保のほうでは、委託の理由が件数が約7,000世帯に及ぶため、封入封緘を業者委託すると。今度の場合は約2万7,000人に及び、全員が送付対象となるというのが入っているんですね。前と比べて、こっちだけはこういう新しい文字が入る理由を教えてもらえたらと、理由を。

【会 長】どうぞ。

【後期高齢者医療担当副参事】まず、この全員の方といいますのが、7月に長寿医療につきましてはすべての方に保険料を個人個人に通知をいたします。国保の場合は一度6月にも送られていて、特別徴収者の方に対して通知が7月に行われるということになります。長寿医療の場合は初めて7月にすべての方、個人個人単位、国保については世帯主単位でもございますので、長寿医療については個人個人に全員の方を対象にして、初めて送られるという内容になってございます。

【会 長】どうぞ。

【久保合介委員】全く素人で、つまり簡単に言うと、国保のほうは世帯だけれども、今度は個人対象だから対象なり、その額が把握を確実にできる、だから、その違いで全員対象と言えるんですというふうに聞けばいいの。

【会 長】どうぞ。

【後期高齢者医療担当副参事】金額につきましては、国保についても世帯主単位で金額が決まっているはずですので、長寿医療についても個人単位ですが、金額は決まっております。金額自体はそれぞれがきちっと決定されていますので、ただ、個人単位ということですので全員の方というような形で、納付義務が発生しますので通知をして納めていただく。国保の場合はちょっと担当ではないので想定ですが、世帯主の方に、納付義務者だけに発送するというので、

その中には内訳としては当然配偶者の方ですとかお子様ですとか、そういったものが多分入られると思うんですが、そういったちょっと意味合いという想定をしているところでございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにもございますか。どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】ちょっと1つだけお伺いしたいんですけれども、今回のこの対象者の2万7,000人の、これは個々に発送するので全員だということなんですけれども、扶養家族から抜ける方がいらっしゃいますよね。こういった方たちも含めて2万7,000人という理解ですか。もうちょっといたような気がするんですけれども、その辺は。

【会 長】どうぞ。

【後期高齢者医療担当副参事】その方々も含めて、老人医療の前の制度からも含めて、大体約2万7,000人という数字はお示ししてございます。若干制度が少し年代ごとに変更がありましたので、少し老人医療が少なくなってきましたが、だんだんこれから少し多くなってきますので、大体、今のところは2万7,000人程度で推移してございます。ただ、今後は伸びていくというふうに想定されております。ただ、実際、システムから打ち出しをして、件数を数えないと正確なところはわかりませんが、今のところ想定としてはこの程度を考えてございます。

【会 長】どうぞ、よろしいですか。

ほかにもございましたらどうぞ。

では、本件は了承ということでよろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、どうもご苦労さまでした。

次に資料15に参ります。資料15、生活安定応援事業の実施に伴う委託についてでございます。どうぞご説明をお願いいたします。

【地域福祉課長】地域福祉課長の山崎です。よろしく願いいたします。

それでは、生活安定化応援事業の実施に伴う委託について、ご報告いたします。

資料15をごらんください。

まず、最初に一番後ろにとじてあります横書きの概念図について説明をいたします。

この事業は、ここにあります事業全体が東京都が実施します生活安定化総合対策事業でございます。これは本年8月から東京都が実施主体になりまして、一定の所得以下で生活の安定、正規雇用への意欲と可能性のある方に対して、きめ細かな支援を行いまして、活力ある東京を

実現することを目指して、平成22年度までの3年間の時限措置として、実施するものでございます。

具体的に申し上げますと、左側にあります若年層、それからひとり親家庭、中高年層等で就労意欲と能力開発の意欲のある低所得者の方に対して、60万円を限度に生活資金を無利子で貸し付けまして、その上で公共的な職業訓練などを受けていただいて、さらに就職が内定した方に対して、50万円を限度に就職一時金を無利子で貸し付けるものです。そして、さらには正規雇用を行った雇用主に対して60万円を給付するというものでございます。

それから、左下にありますチャレンジ支援貸付事業につきましては、学習塾や大学受験の費用を念出できない方に対して、学習塾代については中学3年生は15万円、高校3年生は20万円を限度に無利子の貸し付けを行います。また、大学受験料につきましては1校当たり3万5,000円を限度に3校まで、それぞれ無利子で貸し付けを行うものでございます。

そのうち、新宿区が東京都からの委託を受けて実施するのは、そのための相談、それから申請書類の受け付け、申請書類の東京都社会福祉協議会の進達を行う、左側の四角で囲ってある部分の生活安定応援事業です。ここに書いてある全体が生活安定化総合対策事業で、そのうちの相談、それから必要書類の受け付けを行うための生活安定応援事業を新宿区が受託すると、そういうものでございます。そして、その実施を新宿区が東京社会福祉士会に委託するというものです。

期間につきましては、本年8月1日から23年3月31日までで、場所は旧新宿第一保育園の跡施設を改修して実施いたします。なお、具体的な貸し付けやそれから償還事務につきましては、東京都の社会福祉協議会が直接実施いたします。

続いて資料に沿って説明します。

2ページをごらんいただきたいと思います。2ページが事業の概要で、ここにありますように目的については今説明しましたように、低所得者の方に対して相談業務を通じて、生活安定のための施策を紹介して、社会福祉協議会の貸付申請の窓口となるものとなりますものでございます。

対象者につきましては後ほど説明しますが、4ページの2の(1)のウにありますように、一定の所得制限がございます。ここにありますように、世帯の生計中心者であること、それから、所得が単身については課税所得金額が50万円以下、扶養がある場合は60万円以下、預貯金が600万円以下、土地、建物を所有していない、都内に引き続き1年以上在住している、生活保護受給世帯の世帯主または構成員ではないと、そういった条件があります。

それから、事業内容につきましては、今、申し上げましたとおり、いろいろな生活安定のた

めの相談に応じまして、貸し付けの受け付け、それから東京都の社会福祉協議会への進達を行うものです。

続いて3ページです。

ここにありますように、保有課につきましては地域福祉課で、登録業務の名称は生活安定応援事業です。委託先につきましては、お配りしました資料では「東京福祉士会」となっておりますけれども、大変申しわけありません、「東京社会福祉士会」というふうにご訂正いただきたいと思っております。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目ですが、これは6ページの収集予定個人情報リストです。この点につきましても、さきにお配りしているリストは13項目でしたが、本日、机上配付によりまして3項目追加させていただきまして、ここにあります16項目が委託業者が処理する可能性のある個人情報の項目でございます。

委託理由につきましては、窓口での生活安定化に向けてのさまざまな総合的な相談を兼ねているということで、そういった相談業務にたけていて、福祉の専門家である社会福祉士で構成されております社団法人の社会福祉士会に委託するものでございます。

委託の内容につきましては、本人が同意の上で提供した個人情報等により、貸付条件に該当しているか、あるいは生活安定化総合事業に該当しているかということを確認しまして、それに伴う相談、受け付け、それから必要書類の進達を行うものです。

委託の期間は、ことし8月1日から23年3月31日までの間です。

委託に当たって区が行う情報保護対策ですが、7ページにありますように、契約に当たりまして特記事項を付します、それから、あと月に1回、ネットワーク会議というのを区の関係者あるいは社会福祉協議会、この受託の東京社会福祉士会との間で会議を持ちますので、その会議を通じまして保護体制の確認を定期的に行っていききたいと思います。

それから、受託事業者に行われる情報保護対策ですが、提供された情報については施錠できる金庫に保管する、また、個人情報取扱者及び責任者を登録させて、文書にて名簿を提出させるということを行っていききたいと思います。

続いて、4ページ、5ページ目が今、申し上げましたような生活安定化応援事業についての説明です。今、言いました生活安定化総合対策事業のうち、そのうちの相談受け付け、それから必要書類の進達を行う生活安定化応援事業の部分を新宿区が受託事業として行うものです。

対象者については、先ほど申し上げましたとおり、ここにあるような条件があります。

実施内容につきましては、ここにありますように基本的事項の聴取から始まりまして、いろ

んな各種のメニューを紹介したり、あるいは必要書類を受け付けるという内容です。

金額につきましては、先ほど申し上げましたとおりです。生活資金については60万円、就職一時金につきましては50万円、それからチャレンジ支援貸付事業については学習塾の受講料の貸付資金につきましては、中学3年生が15万円、高校3年生が20万円、大学受験料は1校3万5,000円と、それぞれを限度に貸し付けを行います。

就職チャレンジ支援事業につきましては、東京都が行う就職に関する支援事業で、都立の職業能力開発センター等へつなげまして、能力の開発を行った上で正規就業への橋渡しをしたいというふうに考えています。

それから、期間につきましては、ここにありますように8月から23年3月で、方法としては社団法人の東京社会福祉士会の委託、場所は旧新宿第一保育園の跡施設、健康センターの2階になります。受付時間につきましては月曜から金曜までの9時から17時までということで、予約制による相談を行っていきたいと思っております。

6ページ目は先ほど申し上げましたように、委託業者が取り扱う可能性のある個人情報リストです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

【小菅委員】すみません、東京都が行う画期的な新規事業だというような認識がありますし、しかも3年間の時限事業だということで、大変注目している事業であります。特に新宿区内の若年層の自立を支援する、若い青年、若い世代の自立を助けるという事業でありますので、メディアでも事前に相当周知されている事業だという認識を私は持っております。そういう意味で、大変新宿区内でも事業振興に対して期待をしておりますし、しかも新規事業であり、何の準備もなく8月からスタートと、窓口をあけるということでございますので、さらにそういう懸念を持つわけでございます。

1点目、3ページの委託理由のところ、多様な支援に対して情報提供するというようなことが記載されていますけれども、今までも支援が比較的若年層にはいっていないんですけれども、例えば社会福祉協議会であろうとか、あるいは民間のボランティア団体等の支援も含めて、どのような支援情報が若者に届くのか、わかる範囲内で教えていただきたいというふうに思います。

それから、中身の4ページ、5ページの部分で、特に生活サポート特別事業の中で、特に

(3) の就職チャレンジ支援事業とか、その上の生活資金事業の中で、塾に対しての塾の月謝というんですか、料金にも支援すると、あるいは大学受験に対しても支援するというようなことも、メディアで報道されているところですが、その際に私が一番心配し、懸念しているところは、この事業そのものが生活保護、生保とは一線を画す事業であるということなんですね。

そういう意味で言うと、5 ページの一番下のところに周知方法と書いてありますが、学校を通して個別に配付するということですが、私の知る限りではやっぱり学校の児童・生徒の中で、生保の例えば就学援助を受けている児童・生徒が知れ渡って、大変苦い経験をしたという児童・生徒も何人か現実にはいるわけなので、この周知方法について少し教育委員会等と、最終的には教員を通してするんでしょうけれども、どんな配慮がされているのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

【会 長】 どうぞ。

【地域福祉課長】 まず、最初の総合的な支援策ということなんですけれども、区の政策はもちろんのこと、東京都の政策あるいは国の政策も含めまして、幅広くいろいろな面でその方の生活安定化に向けての政策について相談していきたいと思います。ですから、貸し付けには限らず、広くいろいろな相談に応じるということで、必要な情報についても提供していきたいというふうに考えています。

それから、5 ページにある就職チャレンジ支援事業につきましては、まず、東京都の職能開発センターにつなげるということがまず1 つあります。それから、あと福祉人材を発掘するというので、例えば介護福祉士等の就学資金の貸与制度もありますし、あと、1 カ月ぐらいのインターンシップという制度もあります。そういったことを利用して、この制度についてはそういった職業訓練を受けるということを経験に生活資金を貸し出しますので、やはりあくまでもこういった支援策を活用して、正規の就業に向けた本人のための能力開発をした上で、正規就業に結びついて生活の安定を図るということに結びつけていきたいと考えています。

それから、もう一つ大学の受験料、それから塾代の話ですけれども、これはあくまでも学校を通して、区立の中学校3年生に個別の配付をして、周知したいということを考えています。したがって特定の人に渡すということではなくて、全員に渡すことによって特定の人ではなく全体に渡した上で、該当者については相談する受け付けの場所に直接行っていただくということになりますので、特にそれを利用したかとかいうことが学校に知られるとか、友達に知られるということはないというふうに考えています。そのほかに区全体の施設については、ポスターだとかパンフレット等をつくりまして、全体の周知ということを図ってきたいと思います。

っています。

【会 長】どうぞ。

【小菅委員】この事業そのものがフリーターやニート対策にもなっているかと思えますけれども、区内で大体何件ぐらい該当といえますでしょうか、対象になっているのかどうか、推定で結構ですから、もしわかったら予想される件数、期待される支援できるような件数がわかったら教えていただきたいということ、もう一つ、貸付制度ですので、将来、若者が自立した後の減免措置みたいなものがあるのかどうか、減免の措置があるのかどうか、もしわかれば教えていただきたい。

以上です。

【地域福祉課長】対象者についていいますと、所得の面で考えると大体3万5,000人ぐらいの対象者がいるんですけれども、そのうち利用されるのが何人ぐらいかというのは、余りはつきりした想像はつきませんけれども、2割とすれば7,000人ぐらいではないかというふうに考えているところです。

あと、減免措置なんですけれども、大学入試あるいは学習塾等につきましては、まだ東京都のほうで正式には決定していないんですけれども、検討中ということでは示されています。例えば、進学が決定した場合は免除にすることが考えられております。あと、生活資金につきましては免除規定はあるということなんですけれども、生活資金についての免除基準については、まだ今のところは東京都のほうでは案は出していませんけれども、現在は検討しているところです。

【小菅委員】情報公開については大胆に慎重によろしくお願いします。

以上です。

【会 長】どうぞ、深沢委員。

【深沢委員】ちょっと簡単なことをお聞きしたいんですがね、生活安定化総合対策事業、4ページの目的のところには「個人都民税の対象としていた」とあるんですが、最後の絵のところには、コンセプトのところで「個人都民税減税の対象としていた」ということになっていますが、いいんですか、これで。どう違うんだろう。

【会 長】どうぞ。

【地域福祉課長】この事業は、もとはといえば低所得者のための個人都民税を減額ということを東京都のほうで考えていたものです。ところが、それがなくなり、それにかわる事業としてこういった事業を立ち上げたということがあります。したがって、この目的というのはここに

ありますように、個人都民税の減税の対象としていた低所得者であるというふうになると思います。

【深沢委員】いや、4ページの一番上の目的のところ、個人都民税の減税ってないですよ。これはこれでいいんですかということは何だったんですね。

【地域福祉課長】失礼しました、間違えました。「個人都民税減税の対象として」ということになります。

【深沢委員】では、ミスプリントなんですかね。

【地域福祉課長】はい。申しわけありません。

【会 長】有馬委員と、あとございますか。どうぞ。

【有馬委員】この事業なんですがね、個人情報の中でもきょう追加で机上に配付された情報項目を含めて16項目ということで、これはもうほとんどの個人情報が網羅されているという情報だと思っただけなんです。これは委託業者に処理させる中で、やり方としては紙ベースなのか、それともいわゆる電子なのか、その辺はどうなんですか。

【地域福祉課長】これは紙ベースです。

【会 長】どうぞ。

【有馬委員】そうすると、これは東京都の委託事業なので3年間という時限つきですけども、例えば紙ベースで情報を提供した場合に、終了するのは23年3月31日と。その後はわからないかと思っただけですけども、終了したときの情報の処理の仕方は、どういうふうに考えていらっしゃる。

【地域福祉課長】東京都へ引き継ぎます。

【会 長】どうぞ。

【有馬委員】東京都へ引き継ぐ、いわゆるこちらでも情報としては、当然手元にあるわけですよ。

【地域福祉課長】紙ベースの情報を3年間が終わりますから、それは全部東京都のほうへ出すことになります。

【有馬委員】東京都へ引き継ぐ。そうすると、東京都はその情報をもとにどうするかということまではわからないですか。

【地域福祉課長】東京都のほうでは個人情報保護条例がありますので、それに基づいて処理するというので、最終的にどうするかということにはわかりませんが、引き継いだ上で、やはり個人情報保護条例に基づいた厳正な処理をすることを考えています。

【会 長】どうぞ。

【有馬委員】ちょっとそこら辺がね、というのは、やはりこの項目数が余りにも多岐にわたって詳細なんですよね。通常ないような個人情報、当然、金銭の貸し付け等々の事業の問題があるので、こういうことになるかという部分はわかるんですけども、ですから、東京都にその後、継続して情報として行くということであろうかと思えますけれども、その後の事業がそのまま、今後、またさらに継続をされていくのかどうかということにもかかわってくるかもしれませんが、その辺はしっかり区も最後の見届けというんじゃないんですけども、あり方についてはしっかり担保しておいたほうがいいのかなという気はします。

【会 長】今の件はよろしくお願ひしますね。

どうぞ。

【鍋島委員】今のと関連するんですけども、この紙ベースのものはまず社団法人東京社会福祉士会に行くのでしょうか。それで、今のお話だと3年が終わったならば、この提供は区だと思うんですけども、提供した区には戻さないで東京都に行くのでしょうか。

それから、それとはちょっと別に貸し付けですので、貸し付けの返済が終われば、普通のところの業者ですら個人に情報は返すんですね、いろんな情報は貸付業者は返すことになっているんですけども、それは返さないで、ここに保管をしておるのでしょうか。ここの返却のことが何も書いていないので、そこを教えてください。

【会 長】どうぞ。

【地域福祉課長】相談を受けるときには、当然、こういった情報については聞き取りますので、紙ベースで記録するということになります。いわゆる3年間が終わったときには、その情報はすべて東京都のほうに提出するということになりますので、その情報については区に残るということはありません。

【鍋島委員】区にじゃなくて、これはどこに出すんですか。東京社会福祉士会には行かないんですか、情報は行かないんですか。

【地域福祉課長】社会福祉士会はその情報に基づいて処理します。

【鍋島委員】この情報に基づいてというのは、その福祉士会は見ないんですか。

【地域福祉課長】相談に来た方については受付票を書きますので、その中でこういう情報が入ってくるわけです。

【鍋島委員】それは東京社会福祉士会の方は見ないのですか。

【地域福祉課長】いや、当然、相談するわけですから見ますけれども、それが社会福祉士会の

ほうに行ってしまうということはないです。あくまでもその場所に保管しておいて、期限が来たら東京都に提出するという形になるわけです。

【鍋島委員】 この相談をやる場所は健康センター……。

【地域福祉課長】 区民健康センターの2階です。

【鍋島委員】 ですよ。そこの2階にこの資料はあるわけですか。

【地域福祉課長】 はい。施錠して保管しておきます。

【鍋島委員】 施錠して。そこに福祉士会の方が来て見てやるだけですか。

【地域福祉課長】 はい。

【鍋島委員】 それは新宿区から出た情報ですか。東京都からもらった情報ですか。

【地域福祉課長】 ご本人から聞き取った情報です。

【鍋島委員】 違う、違う。これだけの全部の項目です。印鑑証明とか貸し付けとか連絡先とか、それからいろいろ保証人のものとか住民票とか、それは本人が出すものですか。

【地域福祉課長】 本人から聞いたり、提出していただいた情報です。

【鍋島委員】 この全部の13項目を本人から、そのときに持ってきてもらうのですか、相談のときに。

【地域福祉課長】 これは最大でこれだけだということで、人によっては違います。

【鍋島委員】 最大とか10項目でも1項目でもいいんですけども、この情報は本人が持つてくるんですか。

【地域福祉課長】 そうです。

【鍋島委員】 それで本人が持ち帰るんですか。

【地域福祉課長】 いや、持ち帰ることはしません、提出です。

【鍋島委員】 これは提出して区が3年間は保管するんですか。どこに保管するんですか。

【地域福祉課長】 保管については今言いましたように、窓口を設置しますので健康センター2階の相談窓口に保管します。

【鍋島委員】 その責任は東京都なんですか。

【地域福祉課長】 いや、新宿区です。

【鍋島委員】 新宿区ですか。その新宿区の責任があつて保管しているものを、3年間が終わったら東京都が保管するんですか。

【地域福祉課長】 はい。

【鍋島委員】 なんかよくわからない、さっぱりわからない。

【副会長】 ちょっと、事業者は東京都なわけでしょう。それで新宿区にこういうことをやってくれて委託、東京都の事業の一部を新宿区、社団法人が新宿区とどういう関係があるかわからないから、多分皆さんがわかっていない。これが東京都の直轄の団体であれば、新宿区は関与する必要のないことじゃないかなと、皆さん多分思っているんだと、何で新宿区が入っているんだということだと、そこをちゃんと説明してください。

【地域福祉課長】 先ほど図で示したように東京都がこの事業を実施しまして、そのうちの受け付けをやる部分を新宿区に委託するわけです。新宿区は東京都からの委託を受けて、この生活安定応援事業の部分を新宿区は委託を受けて実施するわけです。それを社会福祉士会に再委託するということです。ですから、この事業の実施主体はあくまでも東京都です。したがって、その相談で得た情報につきましては、相談の期限が終われば実施主体である東京都のほうに提出するという形です。

【久保合介委員】 2点ぐらい伺いたい。1点目は似たような字だけれども、違うのよ、字が3つ出ているので、これがはっきりしないので。まず、1つは先ほど直された委託先の東京社会福祉士会というのがありますね。それから何ページか知らんけれども、どこかに東京都社会福祉協議会というのが出てくるんですね。そして、横の印刷物には社会福祉法人やまて福祉会という3つが出てくるんですね。これが一体何なんだか、どこに位置づけられるんだか、同じものじゃないんだろうと思うんだけど、まず、1つは社会福祉士会と社会福祉協議会というのがあるって、社会福祉協議会に書類を郵送というふうにはっきり出ているんだよね。一体、この3つは何なんだというのをちょっと説明して。

【地域福祉課長】 それでは、横長の概念図をごらんいただきたいと思います。

この事業全体が生活安定化総合対策事業として東京都が実施する事業です。そして、左上のほうに四角で囲ってあります生活安定応援事業、要するに相談したり、書類を受け付けたりする部分を区市町村に委託するわけです。新宿区はこの事業を受けるわけで、この安定化総合対策事業全体の中の生活安定応援事業という受け付けの部分を、区が東京都から委託を受けて実施するわけです。その実施を新宿区は東京社会福祉士会に再委託するという流れなんです。

そして、貸し付け事業については東京都の社会福祉協議会が直接やるわけなんです。したがって、生活安定応援事業を受けた新宿区は、該当する方に対しては、貸し付けに必要な申請書類を書いていただきまして、それを東京都の社会福祉協議会に送付するわけです。実際の貸し付けだとか償還事務は、東京都の社会福祉協議会が実施するということなんです。

あと、やまて福祉会というのは住居喪失不安定就労者という、いわゆるネットカフェ難民等

の方を対象にしてやる事業なんですけれども、この部分は区に委託しないで、直接東京都が実施しています。これは既に4月25日からハイジアの3階で社会福祉法人やまて福祉会というところに委託して、東京都が直接実施しているということです。

【久保合介委員】ちょっといまいち理解できないのは、その説明だったら、東京都の社会福祉協議会がいろんな受付事務や何かを都内の市区町村に委託してやって、その後、東京都社会福祉協議会がやるんでしょう。社会福祉協議会がやればいいのに、何でその中に社会福祉士会なんていうのがまた入ってくるのかがよくわからないんですけども。

【地域福祉課長】東京都の社会福祉協議会が都内すべてのこういった貸付金を相談だとか受け付けまでやるということは、実際問題として不可能です。したがって、その部分を東京都は区市町村に委託するわけです。ここで書類を受け付けて、それを東京都の社会福祉協議会に送って、貸し付けそのものは東京都の社会福祉協議会が実施するということになります。

【久保合介委員】だから、それならわかるんですけども、何で社会福祉士会というのがそこに入ってくるのかがわからない。

【地域福祉課長】区に委託されているわけですから、考え方としては区が直営でやるという方法も一つの選択肢としてあると思います。あるいは区の社会福祉協議会に委託するという区もありますけれども、新宿区の場合はいろいろ検討した結果、社団法人の社会福祉士会に委託するという選択をとったものです。これは生活保護のとまりぎなどでも実績がありますし、そういったことを考慮して新宿区は東京社会福祉士会に委託して実施するということです。

【久保合介委員】わかりました。つまり、都内が全部東京都の社会福祉協議会、市区町村、そして、今度、社会福祉士会というのは新宿区なんですね。新宿区であって武蔵野市が社会福祉士会ではないかもしれないということ。それはわかりました。

もう1点だけ。6ページ、前の資料ですけれども、情報リストがありますね。直して13が16か17かになっているけれども、一応6ページのこの1、2、3項目ではそれにかかわる証明書類が住民票、免許証、健康保険証等というふうに3つ出ているんですね、3項目で。住民票、免許証、健康保険証等というのはアンドなんですか、それともオアなんですか。

【地域福祉課長】全部ということじゃないです。

【久保合介委員】オアなんですね。

もう1点、8の就労状況にある身分証明書というのは、一体具体的には何を言っているんですか。住民票か免許証か健康保険証でいいんですか。それとも、ここで改めて身分証明書等と書かれているのは特別な意味があるんですか。

以上です。

【地域福祉課長】会社の身分証明書みたいなものがあればということなので、それをすべて出してくださいということではないです。

【久保合介委員】最後にします。米印の説明なんですけれども、本人の同意がなかった、本人が出さなかったら、一体どうなるんですか。

【地域福祉課長】同意がなかったら、やはり最終的には貸し付けの申請書類を受けることはできないと思います。

【久保合介委員】終わりにすると言ったけれども、こういう書き方はやっぱり不親切だよ。もっと違った書き方をすべきだと思う。これでは本人同意による情報収集で、本人は任意で出しても出さなくてもいいというふうに読むよね。これを読んでどうこうじゃないにしても、やっぱり公式に出される、委員会に出される資料だったら、もう少しわかるように考えてください。今後。

以上です。

【会 長】どうぞ。

【鍋島委員】ここの最後に特記事項というのがあるのは、これに関する特記事項ですか、7ページ。これはそうですか。それに乙と書いてあるんですけれども、全部まとめてお答えいただきたいんですけれども、乙というのは、今、久保委員から出ましたこのうちの何であるのかということと、それから東京都に行くと言いましたけれども、今、聞いていると東京都のどこに行くのか、社会福祉協議会に最後にこの個人情報、通じて個人情報も行くのか、どこに行くのかがわからないんです。それを教えてください。

【会 長】どうぞ。

【地域福祉課長】この乙というのは東京社会福祉士会です、区が委託しますので。それから、行くところは東京都の福祉保健局などの貸し付けを担当している部署です。

【鍋島委員】そうしますと、この4条のところに「保管及び管理」というのがあるんです。さっき承りますと、保管はここには任せないで新宿区がするということなんですけれども、これはどうなるんですか。

【地域福祉課長】任せないということではなくて、この事業を委託しますので、そこの相談窓口がある間は、新宿区が委託した社会福祉士会に保管してもらうという形になります。ただし、そのことについての責任は新宿区ということです。

【鍋島委員】それで、最後は東京都の社会福祉協議会に行くということは違うんですか、資料

は。

【地域福祉課長】 その情報は東京都に行くわけです。

【鍋島委員】 東京都に行くというこの規約みたいなのがついていないのでわからない。個人情報ですから、個人情報どこに流れて、どうなるかというのをここは審議するんだと思うんですけれども、流れて東京都に行くときに、どこに行って、どういう経路になっていて、それが東京都のどこで保管するということが、この何だ特記事項だか規約だかあると思うんです。それがついていないのでわからないと思うんです。

【会 長】 どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】 この報告は区と社会福祉士会との契約の委託のことなんですけれども、今、鍋島さんがお聞きしているのは、東京都と新宿区の関係のことでお聞きをしているんだと思うんです。そこを説明をして差し上げてください。

【地域福祉課長】 東京都と新宿区は委託契約を結びます、これについて、この事業を受けますということですね。契約書の内容についてはまだ来ておりませんが、東京都の要綱の中に書類を引き継ぐことは明記されています。

【鍋島委員】 それが付いていればよくわかるんですけれども。

【地域福祉課長】 そうですね。

【鍋島委員】 そうじゃないと個人情報だから。わかりました。

【会 長】 それでよろしいですか。

東京都の事業に対して新宿区が協力しているわけでしょう。その場合、費用は東京都が付ける。これは機関委任事務。

【地域福祉課長】 費用については全額来ます、東京都の委託金として。

【会 長】 法定委託事務ですね、一種のこれは。

【地域福祉課長】 いや、そういう位置づけではないです。委託に基づいて実施することということで、あくまで委託契約の中で実施することになっている事業です。東京都と新宿区の委託契約で委託を受けて実施すること、法定委託事業という位置づけにはなっていないです。

【副会長】 一言だけ。今、鍋島さんがおっしゃっていたことは、要するに時間ロスの理屈はちょっと置いておいて、提供した個人にとってみれば、自分の提供した個人情報が最終的にどこで保管されて、どうなるのかがやはり不安だという質問だと思うんですよ。

ですから、この事業を受けとめて、受託してやることは全部いいんですけれども、最後に送る記録、個人情報を東京都のほうでいかなる保管方法をとるのかとか、どういうふうに廃棄す

るのか、それだけやはり聞いていただいて、場合によっては次回に報告でもいいですから、していただくというのがやっぱり重要じゃないか。あるいは個人ですよ、申し込みされた方に、これはこうなって、最終的にはこうなりますよという説明をしてあげないと、ここまで申込者が考えるとは思えないけれども、ここでレベルの高いところで考えれば、結構、やはり問題かなというふうに思いますので、個人情報の最終的な処理の部分を確認していただきたいと。

【会 長】 それでは、すみません、これは了承ということで結構ですけれども、今、副会長がおっしゃったような問題につきまして、次回、回答していただけますか。

【地域福祉課長】 はい、わかりました。

【会 長】 ということでよろしいでしょうか。これについて次回、お願いします。

どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりました資料16ですね……まだあるんですか。

【区政情報課長】 会長、事務局なんですから、実はきょう資料19まであるんですけれども、ちょっと時間が超過しているんですけれども、できれば資料18までは、きょうちょっと区立図書館の指定管理者制度の導入についてまで、できればご審議をお願いできればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【会 長】 どうしてもご用のある方は退席されてやむをえないですが、できるだけ。

それでは、18まで参ります。

【有馬委員】 会長、時間も時間ですから、今のような事務局の発言もありますけれども、皆さんが特段の議事進行に、あくまで個人情報に関することだけを端的に聞いていただくということで、事業の中身に踏み込んで聞くのはちょっと本来ではないものですから、そこら辺は注意して短時間で。

【会 長】 それでは、資料16の消費者講座事業における講座開催の受託についてのご説明をいただきます。

【消費者行政担当副参事】 消費者行政担当副参事です。

お手元にお配りしました資料をごらんいただけますでしょうか。消費者講座の事業を今回、委託をさせていただくということで、その取り扱いで業務委託の部分と電子計算機の結合、これが発生いたしましたので、今回、お諮りをするものでございます。

2 ページ目、事業の概要をごらんください。

消費者基本法に基づく消費者教育の一環として、消費者講座を展開をしているところでございますが、この事業内容 1 番から 6 番までのうち、4 番までが私どもの直営で実施をしている

講座でございます。今回、この規模を拡大するという目的で、5番、6番、18回分を業務委託という形で展開をさせていただきたいということでございます。

2枚おめくりいただいて、先に委託のほうをご説明させていただきたいと思います。

今回、消費者講座、財団法人新宿区生涯学習財団、レガスと、それから新宿区消費者団体連絡会、この2団体に業務委託をお願いをしております。この両団体については従来から講座の実績を持っておりまして、円滑な実施が期待できるということと、あわせてさまざまな講師等々を環境として持っておりますので、妥当な適切な団体ということでお願いをした次第でございます。

情報項目については記載のとおり、往復はがき、ファクス、電話での申し込み、あわせましてレガスの場合はホームページからの申し込み、こういう方法で基本的な情報をお寄せいただくということでございます。

業務委託の内容につきましては記載のとおりでございます。開始時期については本審議会承認後から21年3月31日まで年度内と、以後は継続をお願いをしたいというふうに考えております。情報保護対策につきましては、私ども区、それから受託事業者で対応する部分については記載のとおりでございます。

1枚お戻りいただきまして、先ほどの業務委託の部分でレガスの申し込み方法につきまして、レガスが固有でインターネットのシステムで申し込みができるシステムを保有しております。これを使って申し込みを受け付けるということがございまして、この部分についてはインターネットサーバーによるオンライン結合ということで、外部結合になるという状況がございしますので、お諮りをさせていただくということでございます。

情報項目につきましては、先ほどの講座で必要な情報以外に、ここの番号でいきますと、8番のメールアドレス、9番のメールマガジン配信希望、これはそれぞれ基本的にレガスのほうから、その後の講座等々のPRをするということで、講座等々の情報を配信するために収集をさせていただくものでございます。

結合の開始時期と期間は、本審議会承認後から本年度いっぱい、21年3月31日まで、当該事業につきましても以降継続ということでお願いしたいというふうに考えております。

保護対策といたしましては、送受信は暗号化をして行うということで、参考資料で後段部分、6ページ以降にレガスの個人情報保護規程、これは区の個人情報保護条例規則に基づいて、財団が固有でつくっているものでございますが、参考としておつけをしております。

私からの説明は以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

林委員。

【林委員】ちょっと教えていただきたいんですけども、個人情報保護の観点からなんですけれども、先ほども別の形でご質問させてもらったんですけども、ちょっとよくわからないのは、指定管理者の方々が生涯学習財団はということですね。要するに区の出資先として生涯学習財団というのはあると思うんですけども、そこで働くということで指定管理者の皆さんが指定されて、今年度も議会で承認されていますね。そうすると、一般の株式会社の今までの請け負ったいろんなサーバーの会社なんかが出ていますけれども、全く違って、ここの指定管理者の方はちょっとよくわからないんですけども、身分的には、これを見ると職員募集って出ているんですね。

職員という言葉がよくわからないんですけども、これは新宿区の職員なのか、それともここ固有の一般的な言葉で職員と言っているのか、それがはっきりしないということと、そうすると何を言いたいかという、この方々はそこで働いている財団の多くの数十人の方がおられると思うんですけども、この方々の立場というのは派遣社員なのか、契約社員なのか、どういう職員なのか、それによってこの条例の個人情報保護規程の新宿区としての適正管理という見方からは、多少意味合いが違ってくると思いますので、まず、そのちょっとご説明はありますか。

【消費者行政担当副参事】レガスの職員につきましては2とおりにございまして、1つはレガス固有の雇用契約を結んだ財団固有の職員、それから財団の担当課長を含めまして……。

【林委員】財団固有ということは新宿区の職員ということ。

【消費者行政担当副参事】いいえ、外郭団体固有の、新宿区の職員ではございません。一部分、新宿区、区の職員の身分を持ちながら、担当課長であるとか事業課長として、係長級、課長級が今出向、派遣研修かなという形で行っているという実態はございます。ただ、私どもで願っている部分については、今後、公益法人法の改正もございまして、ことし12月1日以降は公益認定法人に切りかえていく5年の猶予期間の中でということがございまして、最終的に外郭団体はすべて固有職員、基本的には固有職員というような形態に流れは今動いていますが、私どもが業務委託する部分の担当課の職員は固有職員でございまして

【林委員】そうすると、さらにそこで例えば社会教育会館、今は生涯学習館になりますけれども、7つとかがありますね。そういうところの職員さんたちは、日勤者とそれから夜勤者の人

がいると思うんですけども、ああいう人たちは契約社員ではなくて、要するにパートさんという形になるんですけども、そうすると、今言われた財団の職員さんたちとまた違う立場になって、要するにさらに先に先にとだんだん血が薄くなってくるんです、本来の人たちが。

要するに、ここでいう情報を現場としては扱うようになると思うんですよ。今、テーマになっているこれは恐らく今度、大きくこういう新宿区直轄のお試し体験講座とか、そういうこととやられているのと違って、メインは生涯学習財団のほうで年18回実施されるということは、よくこういうので見ると、お試し体験講座ということの名称でやられているんだらうと思うんですね。それがメインだと思うんですけども、そうすると、ここには多くの人が往復はがきと書いてありますけれども、往復はがき等で個人情報を全部書いて、その返事をもってということで、講師は講師でいるということなんですけれども、この情報の扱いについて、どのようなことを新宿区のほうとしては、実際に今まで立ち入ったり、この個人情報の保護がどういうふうに行われているかというのはされたことがありますか。

【消費者行政担当副参事】これから実施をする事業、新事業でございますので、一般的な方法ということになりますと、講座の場合、お申し込みいただく個人情報収集後、事業が終了するごとにこちらのほうに個人情報を、私どもが直接事業主体でございますので、その業務を委託していくという形態でございますから、我々が事業主体ということで、私どものほうにちょうだいをするという形になります。それで適正な要は処理をする、一定の期間保管して処理をする、これは個人情報保護条例規則に基づいて私どもがやる。

それから、財団のほうの対応というのは、先ほど添付してございます規則、規程にのっとって、財団の職員は個人情報を保護する対応になりますので、例えば雇用関係として非常勤で雇われている財団の職員は、当然、この規程を守らなければならない責務を負いますので、区の規程と財団の持っている規程の2つで、個人情報の保護がきちっとできる、こういうつくりになってございます。

【林委員】要するに、保管状況等はそうすると現場で教育会館のところでもって、どんなような形でもってどうだ、例えば年に1回とか、ある面、一番大事な個人情報のあれは知られたくない情報が相当書いてありますから、きちんと守られたということをもって、あそこに登録している人たちは安心して、申し込みをしているわけですけども、区のほうがちゃんとチェックしてくれるという前提であれなんですけれども、それはどんなチェックをされているわけですか。

【消費者行政担当副参事】私どもの委託する業務はレガスの本体、コズミックにございます本体で情報を取り扱うものだけでございますので、社協会館で個別に取り扱うということは基本的にはございません。

【林委員】あるんですね。いやあります。

【会 長】林委員、大変貴重な重要な問題を提起していただいたことですから、問題は次回、事務局のほうで少しまとめてくれますか。

【林委員】現状をちょっと教えていただきたいと思いますので。

【会 長】事務局のほうで今、林委員が質問なさってくださいると時間を食っちゃいます。

【林委員】前回、あざみ委員からも言われて、それで私も補足させていただきたいのは、このテーマとして次回に出てきたら、私としては教育会館等を初め、こういう外郭団体、財団等の個人情報の取り扱いについては、やっぱり実態をお調べになったほうがいいんじゃないですかというご意見は、私もそのとおりでと思うことで発言させてもらっていますので、それはきょうも冒頭に申し上げたように、自分のあれとしては、市民としては終始一貫、区民の立場として携わったことがあるものですが、相当経験を積んでおりまして、その事務作業もやっておりますので、きちんとしたあれを教えていただきたいと、要するにレガス、それから、その出先の人たちがどういうふうにコンプライアンスをやっているかというのは、今後、図書館にしてもICカードのことについてもちょっと教えていただきたいと思っています。

【区政情報課長】事務局です。今のお話がありましたように、付属資料の部分で生涯学習財団の個人情報保護規程等がついていますから、そちらについてはちょっと個別にご説明をさせていただきます、後ほど。

【会 長】本件は了承とさせていただきますけれども、今、申し上げた林委員が質問あったようなことに関しまして、事務局のほうでまとめてご説明ください。

【区政情報課長】個別にご説明させていただきます。

【会 長】そういうことでよろしいですか。大変重要なご質問で。

それでは、次のほうに参ります。よろしいですか。

資料17の新宿区ひきこもりセーフティネットモデル事業における相談業務等の委託についてでございます。ご説明をよろしく願いいたします。

【消費者行政担当副参事】この事業につきましては、2ページ目の事業概要をごらんください。私どもは昨年度から若年者、若者の支援ということで、消費生活センターのほうで拠点相談を実施をさせていただいております。こちらの審議会にお諮りをしまして、実施をさせていただ

いているという状況でございますが、これに加えて今年度、引きこもりがちな若者の支援という事で、東京都のほうのモデル事業をお受けする形で、訪問相談、カウンセリング業務を展開する、また、あわせて資格習得支援事業、この事業をこの7月以降、実施をしたいというふうに考えてございまして、本審議会にお諮りをするものでございます。

目的は記載のとおりでございまして、不登校経験者や高校中退者、さらにはお仕事をされていない状態で引きこもりがちな若者、若年層を中心にサポートをしていく、こういう仕組みを組み立てていきたいというふうに考えてございます。

対象は15からおおむね34の引きこもり状態にある若者とその家族、親御さんを対象に事業を展開する。

業務内容はその記載のとおり、1番のカウンセリング業務、これは従来の拠点相談を地域に中に出ていって、お宅に訪問をして実施をしていくという方法をつけ加えて、やりたいということでございます。

それから、2番目の資格習得支援事業というのが専門学校とタイアップをしまして、専門学校の持っている資格習得の機能、この中に引きこもりがちな若者はなかなか継続して通えないという事情がございますので、カウンセラーをその学校でご用意いただいて、カウンセリング機能とそれからコミュニケーションのスキルアップの講座を、通常の資格習得のプログラムにつけ加えていただくという形で事業を組み立てていただこうと、こういうことを実施をさせていただきたいというふうに考えております。

3番目の短期資格習得講座の部分は、特に介護職の職をとる際に実習がございますけれども、この実習をしっかり新宿区のほうの施設をできる限り使っていただいて、体験をしていただこうということで組み立てをしたものでございます。

もう1枚おめくりをいただきまして3ページ、具体的な内容になりますが、委託先はカウンセリングにつきましては、拠点相談を実施をしていただいております日本カウンセリングセンターへの業務委託を現在、調整をさせていただいております。また、資格習得支援のほうにつきましては東京福祉専門学校、西葛西のほうにある学校でございますけれども、昨年度、調査をしている段階で12月ぐらいに、こちらの学校から調査の状況等々のお問い合わせがありまして、それからいろいろと分析結果に基づいて、1月からどういうことがお互いにできるのかという、たまたま相談をしていた事業者でございまして、急遽、東京都からこの3月にモデルをやりたいというお話をいただいた段階で、喫緊にできる事業者、また、幅広くいろんなプログラムメニューを持っていると、また、カウンセラーを配置することがすぐに可能である、コミ

コミュニケーションスキルの講座を開催することもすぐに可能であるという実態がございまして、こちらをお願いをしようということで、現在、調整を進めております。

委託の理由は、この事業の目的として引きこもりがちな方々をどうサポートしていくかということで相談機能を強め、かつ、その後のフォローアップをしっかりとやっていく、こういう目的で組み立てをさせていただいております。

情報項目はこちらに記載のとおり、基本的な情報と相談の内容、それらを収集をさせていただく。また、その後の本人の意向、希望、こういうものもあわせて収集をさせていただくということでございます。

開始の時期につきましては、おおむね東京都との契約行為というか、取り交わしが7月1日の予定でございますので、本審議会終了後、7月1日から年度内、基本的に東京都は単年度でモデルを提示してございますが、協議の中で3カ年というお話になってございます。おおむね10月ぐらいにその方向が固まるということになりますが、その際には来年度もまた改めて当該内容をお諮りの上、実施をさせていただくということで考えてございます。

区の保護対策としては特記事項を付し、しっかりとセキュリティをかける。あわせて保護対策は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【会長】どうもありがとうございました。

ご質問等がございましたらどうぞ。

【副会長】対象者はどうやって抽出するというか、選ぶというか。

【消費者行政担当副参事】対象者につきましては、1つは教育委員会のほうで不登校経験をした方々を中心に情報を持っておりまして、教育センターの相談につながっているケースが多くございます。教育センターの相談のほうでお受けしている保護者に向けて、私どもの事業に誘導いただく、ご案内いただくというような形で、教育委員会の協力をいただくことになっています。また、中学校卒業時、3年に保護者に悉皆で私どもの事業をお知らせをするということをやらせていただきます。また、先日、育成会の会長会のほうで私はこのPRに伺ったんですが、各地区を回らせていただいて、この事業の展開について地域の中で知っていただいて、その中でご相談に来ていただけるように呼び起こしをしたい、そういうふうを考えております。

【副会長】昨年でしたか、何かこれに似たアンケートを実施したということが、それに何か含みか裏があるのかとか、関連があるのかとかちらっと思ったんですが、どうでしょうか。

【消費者行政担当副参事】実態として昨年実施しました状況調査に基づいて、実は新宿区では

おおむね厚労省のニートと呼ばれる方々が、700から800の間ぐらいの数があるだろうという推計値が出まして、そのうちの約53%ぐらいが引きこもり、普段、最も多く自宅で過ごすという回答をしてございまして、引きこもりがちな傾向が強く出ている、おおむね新宿区は推計しますと400から450の数があるんじゃないかというように把握をしております。

それらの方々について、そのままにしてしまうと長期間の引きこもりで、就労への意欲が当然減退していくという傾向が強くなってきますので、そこに早目にアクションをかける必要があるだろうということは、ことし2月の段階で分析結果の中から、我々も課題としてとらえていたわけですが、当初予算には当然反映できる時期ではなかったものですから、次年度に向けて検討を進めていた際に、たまたま東京都のほうからモデルとして実施をする枠組みを東京都のほうで考えているというお話があったものですから、それを前倒しで実施をするというような運びになったというのが実態でございます。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、本件は了承ということによろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦勞さまでした。どうもお疲れさまでした。

いよいよ大取りでございます。

資料18の新宿区立図書館3館（戸山・北新宿・中町）への指定管理者制度の導入について、ご説明をいただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【中央図書館長】中央図書館長です。それでは、指定管理者制度の導入につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の事業概要をごらんいただけますでしょうか。

今回、新宿区立図書館の中の3館、戸山、北新宿、中町に指定管理者制度を導入をいたします。地区館につきましては新宿区は8館ございまして、21年度3館、それから22年度3館、23年度に2館ということで、各年に指定管理者制度を導入する予定でございます。

目的としまして、そこに記載しましたように民間事業者の経営ノウハウ、創意工夫を生かした事業展開、ニーズへの対応ということで、図書館事業のサービスの競争による図書館事業のサービス向上を図りたい。それから専門的人材の確保及び効率的な人材配置ということで、開館時間の拡大等を図ってまいりたいと思っております。それから3番目としましては、柔軟な発想による経費の合理的、効果的な運用による経費の縮減、この3点を目的として導入するものでございます。

事業内容につきましては、そこに記載しましたとおりでございますが、図書館資料サービス、

これは主に閲覧、館外貸し出し、予約サービス、それからレファレンスサービス、インターネット図書検索、これらの事業でございます。それから児童サービス、学校等の連携事業を含めて児童サービスの充実、それから視覚障害者サービス、これは視覚障害者の方に録音図書の製作、それからデージー図書、これはことし10月から実施いたしますが、このような事業を展開してまいりたいと思っています。家庭配本サービスにつきましては、来館できない方への家庭配本サービスを考えております。その他サービスとしまして、図書館の蔵書資料の複写サービス、それから除籍となる図書のリサイクルサービス、それと新たに指定管理者が管理する指定図書館が実施するサービスとしまして、これまで以上に情報発信、それから利用者の拡大事業、こういったことを取り組むことを期待しております。それから施設管理運営業務としましては、図書館の施設の運営管理、それと中央図書館ほか地域図書館との連絡調整でございます。

これらの事業を展開するに当たりまして3ページでございますが、個人情報の業務、これが指定管理者が取り扱う業務として、ここに記載されております。また、次の4ページのほうに指定管理者が取り扱う個人情報の項目としまして、氏名、性別、生年月日、それから小学生の場合には保護者の氏名、在勤登録者については勤務先の会社名または住所、それから電話連絡等の連絡先、これらの個人情報を取り扱う予定でおります。これらにつきましては、いずれも図書館の中に図書館の情報システムのサーバー、こちらをサーバー管理をしております、こちらのアクセスにつきましては、パスワードによる運用管理を実施しているところでございます。

それから、3ページのほうにお戻りいただきまして、指定管理の開始時期及び期限でございますが、21年4月1日から5年間、26年3月31日まででございます。

指定管理者としての情報保護対策、こちらのほうにつきましては、個人情報保護法及び新宿区個人情報保護条例に基づきまして、個人情報の保護基準を定め厳重に管理を行う。これは個々におきまして協定を取り結ぶ予定でおります。それから具体的には取り扱い責任者、取り扱う者、これらをあらかじめ指定するとともに、提供された情報につきましてはいわゆるメモ等を含めまして、キャビネット等に保管すると。実際の情報につきましてはサーバー管理をいたします。それから、また個人情報保護に関する研修、こちらのほうも実施する予定でおります。

それから、指定に当たり、区が行う情報保護対策でございますが、新宿区個人情報保護条例、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区教育委員会中央図書館情報セキュリティ実施手順の遵守、それと協定書、これは次の5ページでございますが、こちらの特記事項、こちらを付

しまして、それぞれ協定を取り結ぶ予定であります。

それから、先ほど申しおきましたが、こちらの3館につきましては、それぞれ個別に指定管理者を募集をかけるものでございますので、場合によっては3館それぞれの指定管理者になることもあるかと思えます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

ご質問はございますか。

では、本件は了承ということよろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】どうも館長さん……。

【小菅委員】日程というのはいつごろわかるんですか、指定管理者の名称は。

【会 長】どうぞ。

【中央図書館長】指定管理者につきましては、これから7月上旬に募集をかけます。それで、最終的には12月の第4回の定例会、こちらのほうで議決されることによって指定という形になります。

【小菅委員】有馬委員がおっしゃるように、用件だけきちんとやっていただきました。モデル的な説明。

【会 長】わかりました。

どうぞ。

【林委員】恐らく保管される間、申込書を書かれると思うんですけれども、特に今度、入館証がIDカードという形になると思うんですね。IDカード等は発行しないんですか。

【中央図書館長】IDカードといいたいでしょうか、ICチップが入るのは図書資料、こちらのほうにつきましてチップを入れます。ですから、利用者カードについては特にIDカードという形ではございません。

【林委員】では、その原データの保護管理ということをおっしゃったわけですね。

【中央図書館長】そうですね。

【林委員】あと、私はちょっとあれなんですけれども、現状でも図書館が近くにあって、区民の皆さん、非常に便利に利用されていて喜んで、新宿区は非常にその辺が充実していると思うんですけれども、余りまだ例を聞かないと思うんですけれども、ここに事業内容の一つに指定図書館の業者が実施する新たな図書館サービスというのは、そこはかたない疑問なんで

すけれども、今まで従来やられているのに比べて、指定管理者さん、民間の株式会社が余り日本に新しい分野としては、図書館業務というのはまだ余り法律が変わらない限りは、資格を持った人がやらなければいけないようになっていきますよね。だから、どんなサービスが例えば考えられるんですかね。

【中央図書館長】 ちょっと先ほど申し上げましたが、いわゆる情報発信、これから図書館に来ていただくだけではなくて、図書館のほうから情報を発信していくというようなこととか、今、残念ながら図書館を利用されている方が若干減っている状況がございますので、そういう方たちをどうやって取り込むのか、そういったことを従来の区の発想ではなくて指定管理者の発想で、そういう提案をしていただこうと考えております。

【会長】 それでは、どうもありがとうございました。遅くまでお待たせいたして恐縮でした。

了承したいと思います。よろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会長】 では、全体として何かございますか。どうぞ。

【有馬委員】 事務局への要望でございますけれども、きょうみたいに審議する内容をここまでやらなければいけないということが想定をされているということであれば、冒頭にその旨をお伝えをして、そのことを前提に審議を進めていくということをお願いをしたいということでございます。

【小菅委員】 やっぱり、会長、事業内容までちょっと入り過ぎていないかと私は思うんけれどもね、個人情報ということに絞って審議したほうが私はいいと思います。

【会長】 以後、気をつけます。

【あざみ委員】 確かに時間が限られる中で審議をするというのは非常に難しいんですけれども、ただ、内容的には非常に一つ一つ重要なことですし、事業内容を知らなければ、個人情報保護とか情報公開という観点で見るとは難しいんですよ、まず、事業内容がよくわからないということだと前提がわからないわけで、だから、事業内容がよりわかるように、さっきのやりとりもあれじゃないですけども、もっと資料をくっつけておいていただくということが私は必要だなと、事前にですね、それはお願いをしたいというふうに思います。先ほどの都と区の関係についても口頭じゃ全然わからないわけですよ、その辺のことをお願いしたいと思います。

【会長】 ありがとうございました。

【区政情報課長】事務局です。

すみません、本日、予定の時間を大幅に超過してしまいまして、申しわけありませんでした。今ご指摘がありましたように資料等、わかりやすい説明資料を添付するようにとということで、事前にこちらの事務局としても各所管と打ち合わせをしていきたいと思っておりますので、また、皆さんにもぜひなるべく速やかなご審議のほうのご協力をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

【会 長】よろしいですか。

どうもありがとうございました。